

決裁 供覧

| | | | | | |
|---|-----------------------------|-------------------|-----------------|----------|-----------------------------|
| 件名 | コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の交付決定について | | 文書番号 | | |
| | | | 20130311財情第3号 ✓ | | |
| 伺い文 | 別紙のとおり | | | | |
| | | | | | |
| 起案 | 起案日 | 平成25年03月11日 | 受付日 | 25.3.11 | |
| | 部署 | 商務情報政策局 文化情報関連産業課 | 決裁 | 決裁処理期限日 | |
| | 起案者 | 阪本 裕子 | | 決裁日 | 25 3 12 |
| | 連絡先 | | | 施行処理期限日 | |
| 分類名称 | 大分類 | クリエイティブ産業 (メディア) | 施行 | 施行日 | 25.3.12 |
| | 中分類 | 国際 | | 施行先 | 特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 松本 房征 |
| | 名称(小分類) | 海外展開等促進 | | 施行者 | 経済産業大臣 梶 山 弘 |
| 取扱区分 | 秘密区分 | | 取扱上の注意 | | |
| | 秘密期間終了日 | | 格付け | 機密性格付け | 2 |
| | 指定事由 | | 保存 | 取制限 | |
| | | | | 行政文書保存期間 | 5年 特定日以後5年 (附随文書等) |
| 決裁・供覧欄 | 商務情報政策局 文化情報関連産業課長 | | 須賀 | | |
| | 政策調整官 | | 山田 | | |
| 備考欄 | 業務管理官 | | 栗 | | |
| | 大臣官房 会計課長 | | 山田 | | |
| <p>大臣官房 会計課長</p> <p>栗</p> <p>山田</p> <p>山田</p> <p>山田</p> | | | | | |
| 備考欄 | 完結 | | | | |


別紙

伺い

件名について、平成25年3月11日付けをもって特定非営利法人映像産業振興機構 理事長 松谷 孝征から、別添のとおり、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、交付申請書の提出があり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、内容を審査した結果、適当と認められるので補助金の交付を決定し、同法第8条の規定に基づき、次案により特定非営利法人映像産業振興機構理事長 松谷 孝征あて通知してよろしいか伺います。

(案)

番 号
年 月 日
25.3.12

 基金設置法人 特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長 松谷 孝征 宛て

経済産業大臣 名 印

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付決定通知書

平成25年3月11日付けで申請のありましたコンテンツ海外展開等促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容は、平成25年3月11日付けで申請のありましたコンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付申請書及びコンテンツ海外展開等促進事業費補助金に係る基金事業計画書の記載のとおりとします。
2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。

| | | |
|-------|---|------------------|
| 補助金の額 | 金 | 12,320,000,000 円 |
|-------|---|------------------|
3. この補助金は、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱（平成25年第20130228財情第5号。以下「交付要綱」という。）に掲げる事項を条件として交付するものとします。
4. 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければなりません。
5. 本通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、本通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができるものとします。

受付番号: 20130311財情第3号

平成25年3月11日

経済産業大臣 殿

所在地 東京都中 [REDACTED] 1-1 東劇ビル8階
商号又は名称 特 [REDACTED] 法人 [REDACTED] 機構
代表者氏名 理事 [REDACTED] 征 [REDACTED]

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の交付申請書

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、
上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

1. 補助金交付申請額 金 12,320,000,000 円

2. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為 (写)
- (2) 直近3年間の事業報告及び決算報告 (又は事業計画及び収支予算)
- (3) 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類

特定非営利活動法人 映像産業振興機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人映像産業振興機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、優良な映像コンテンツ作品に係る創作、事業化、内外市場への提供を支援することを通じて、映画、放送番組、アニメーション、ゲーム、音楽等わが国の映像コンテンツ産業を国際競争力ある産業とするために、関係企業・団体・職能者組織の協力と政府、地方公共団体による政策・施策を有機的に組み合わせて、教育機関と連携した人材育成支援、作品の制作支援、起業支援、内外の市場開拓などに関する事業を行い、映像コンテンツ産業の発展を通じて日本経済の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 科学技術の振興を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ア 映像コンテンツ産業に係る人材の育成事業
- イ 映像コンテンツ産業作品制作への支援に係る事業
- ウ 映像コンテンツ産業関係起業への支援に係る事業
- エ 映像コンテンツの国内・国際市場整備に係る事業
- オ 映像コンテンツ産業に関する調査研究、情報収集・提供に係る事業
- カ 映像コンテンツ産業に関する交流促進に係る事業
- キ 映像コンテンツ産業に関する普及・啓発に係る事業
- ク 海外の同様の機関との連携・交流に係る事業

(2) その他の事業

- ケ 優れた映像コンテンツ作品の上演・紹介に係る事業
- コ 会員間の交流に係る事業
- サ 書籍の出版に係る事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、法人会員及び個人会員（以下併せて「正会員」という。）をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した企業及び団体
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 推薦会員 映像産業の振興及びこの法人の活動に多大な功績を有するとして理事会の推薦があった個人
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を支援する企業及び団体

(人会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 個人会員が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は法人会員である企業、団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。ただし、1ヵ月以上前に理事長に対して退会の予告をするものとする。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上50人以内
 - (2) 幹事理事 理事のうち3名以上10人以内
 - (3) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 幹事理事、理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 幹事理事は、幹事理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の委任を受けて本会運営上の重要事項を審議する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 任期の末日後、後任者が就任していない役員は、任期の末日後最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その最低員数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の決議により、監事は総会の決議により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。

3 前二項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第50条において同じ。）
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の表決権総数の4分1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載又は記録した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに

通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長が行なう。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の表決権総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の表決権の過半数をもって決する。

(表決権等)

第29条 法人会員の表決権は1会員につき5とする。個人会員の表決権は1会員につき1とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない重要な会務の執行に関する事項

2 理事会は、次の総会までの間において理事の補充選任を行なうことができる。その場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載又は記録した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、議事に加わることができる理事の過半数が出席しその過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定

予算の追加又は更正をすることができる。

ただし、やむを得ない理由により総会開催前に予算の追加修正が必要ある場合は、理事会の議決によることを妨げない。その場合当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員の表決権総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の表決権総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の表決権総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

2 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | | |
|-----|-----|-----|
| 理事長 | 迫本 | 淳一 |
| 理 事 | 青山 | 友紀 |
| 理 事 | 安藤 | 紘平 |
| 理 事 | 石川 | 真一郎 |
| 理 事 | 伊藤 | 俊治 |
| 理 事 | 井上 | 弘 |
| 理 事 | 内山 | 隆 |
| 理 事 | 大川 | 澄人 |
| 理 事 | 大木 | 充 |
| 理 事 | 岡田 | 剛 |
| 理 事 | 岡村 | 正 |
| 理 事 | 荻本 | 貞臣 |
| 理 事 | 桂 | 靖雄 |
| 理 事 | 金子 | 満 |
| 理 事 | 金田 | 新 |
| 理 事 | 久保利 | 英明 |
| 理 事 | 源田 | 悦夫 |
| 理 事 | 佐藤 | 修 |
| 理 事 | 猿川 | 昭義 |
| 理 事 | 菅谷 | 定彦 |
| 理 事 | 菅谷 | 実 |
| 理 事 | 杉山 | 知之 |
| 理 事 | 鈴木 | 壮治 |
| 理 事 | 高井 | 英幸 |
| 理 事 | 高野 | 悦子 |
| 理 事 | 辻本 | 憲三 |
| 理 事 | 土橋 | 壽男 |
| 理 事 | 泊 | 懋 |
| 理 事 | 永井 | 多恵子 |
| 理 事 | 中島 | 克巳 |
| 理 事 | 中村 | 雅哉 |

理事 濱野 保樹
理事 廣瀬 道貞
理事 松谷 孝征
理事 間部 耕平
理事 村上 光一
理事 矢内 廣
理事 柳澤 義一
理事 依田 巽
理事 渡邊 和也
監事 齋藤 宏
監事 佐久間昇二
監事 立花 宏

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、平成17年6月30日までに入会申込みがなされた者については、入会金を免ずる。

- (1) 入会金 個人会員 10万円
法人会員 10万円
- (2) 年会費 個人会員 1口 1万円
法人会員 1口 10万円

以上

これは、当法人の定款である。

東京都中央区築地4丁目1番地1号

特定非営利活動  業振興機構

理事 松谷 孝征

平成21年度事業報告
(平成21年4月1日から3月31日まで)

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

1. 事業の経過

平成21年6月16日におきまして開催いたしました、平成21年度通常総会でご承認いただいた今年度の事業計画書、会計収支予算書に基づき、人材育成支援、内外の市場開拓等に関する事業を実施しております。具体的には、3年目のJAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)の運営、短編映画作品製作による若手映画作家の育成事業、アジアにおける日本映画上映事業、VIPOの政策検討委員会の開催等を、関係省庁、団体、教育機関と連携し取り組んでおります。

2. 主な事業の実施状況

概算総事業費 8億4000万円(税込)

(1) 人材育成事業

① インターンシップの実施

自主事業

一昨年までは、経産省より受託事業として実施致しておりましたインターンシップを昨年度より自主事業として、実施しております。本年度は、受入企業4社、参加学生6名にて実施致しました。

② 短編映画作品製作による若手映画作家の育成

文化庁 1億2千万円

4月1日から

在野の優れた若手映画作家の発掘と育成を目指し、平成18年から実施している本事業を、今年度も、映像関連団体等より有望な若手作家の推薦を受け、各団体との協力のもと「若手映画作家育成プロジェクト2009(ndjc2009)」として実施いたしました。15名が参加したワークショップ(7月26日～8月9日)を経て、5名の作家が、35mmフィルムでの撮影を必須とした製作実地研修を行い、30分の短編映画5作品を完成させました。東京、大阪、札幌で合評上映会を開催し、多方面の方々より講評をいただきました。また、これまでに完成しています18作品(18年度:8作品、19年度:5作品、20年度:5作品)についても上映機会の提供活動を行いました。

③ コンテンツ業界を目指す学生に対しての就職セミナーの実施

自主事業

50万円

東京地区 9月27日、10月10日、11日開催

大阪地区 10月27日、28日開催

自主事業として、実施4年目となる業界就職セミナーを、本年度は東京だけでなく大阪地区でも開催致しました。

例年東京のみの開催のため、関西地区での開催を要望されておりましたが、本年度は場所、日程等開催に適した設定ができ、初めて関西地区で実施を致しました。

参加企業は東京22社、大阪18社、参加学生は東京3,000名、大阪2,400名が参加し、大変好評の内に終了致しました。

④ 京都映画・映像企画市

京都府

90万円

2月13日、14日

映画のまち・太秦のPRと若手人材育成を目的として、公開の場で若手の映画・映像人材が企画のプレゼンテーションをし、有識者が評価をする「京都映画・映像企画市」を開催しました。14日は、松竹京都撮影所、東映京都撮影所および東映太秦映画村の見学会を開催しました。参加約100名。同時に「映画・映像人材エキスパートミーティング」とあわせて、京都事務所開所式を

実施し、京都事務所の PR を行いました。

⑤シナリオアナリストセミナー

自主事業

VIPO 初めての有料セミナーとして、「シナリオアナリストセミナー」を 10 月 1 日よりスタートしました。

セミナー募集定員 20 名に対して、受講者 20 名と好評の内にスタート致しました。

課題提出者を審査し、9 名をシナリオアナリストとして認定を致しました。

(2) 国内・国際市場整備

① JAPAN 国際コンテンツフェスティバル (コ・フェスタ) の運営

平成 21 年度コンテンツ国際取引市場強化事業

経済産業省 2 億 8400 万円

開催期間：9 月 24 日から 10 月 28 日、契約期間：4 月 1 日から 3 月 31 日

日本発のコンテンツを広く海外にアピールし、コンテンツ産業の国際取引市場を強化することを目的に実施。一昨年、昨年に続き運営は JAPAN 国際コンテンツフェスティバル実行委員会 (実行委員長/大谷信義氏 エグゼクティブ・プロデューサー/重延 浩氏) を設立し、当機構内に実行本部を組織致しました。実行本部では最大 14 名のスタッフで、コ・フェスタ全体の総合マネジメントをはじめ、今年もオフィシャルイベント・パートナーイベントがさらに連携し相乗効果を生み出すよう分野横断的「オリジナルイベント」として、9 月 29 日のグランドセレモニー (帝国ホテル 約 800 名出席)、その他「CoFesta 私塾 2009 (9 月 26 日から 10 月 24 日)」、「劇的 3 時間 SHOW (10 月 5 日から 26 日 2500 名)」、「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット 2009 (10 月 15・16 日 224 人)」、「CoFesta まつり in 上野&秋葉原」(10 月 24 日 2500 人)、「浅草藤村忠寿大集会 (10 月 27 日 950 人)」の企画・制作・運営を行いました。また、「CoFesta on Subway」としてコ・フェスタ期間中、東京メトロの協力を得て、浅草と渋谷を結ぶ東京メトロ銀座線で、9 月 29 日から 10 月 27 日までの約 1 カ月間、銀座線 1 編成を使用して、コ・フェスタ 2009 の告知展開を実施しました。

35 日間の期間中開催された 18 のオフィシャルイベント、10 のパートナーイベント、6 のオリジナルイベントを合わせ昨年の 80 万人を大幅に超える 100 万人以上の参加がありコ・フェスタの存在を内外に印象付けることができました。

これに加えて、今年度は、総合的日本ブランド発信イベントとしての機能をさらに拡充・強化し、海外で行われるイベントへの展開も図り、7 月には、フランス・パリで開催された、世界最大規模の日本のポップカルチャーイベント「JAPAN EXPO」へ出展し、延べ 16 万人以上の来場者に大好評を博しました。また、併せて、CoFesta2009 の第 1 回の記者会見を会場内で実施、さらに、パリ日本文化会館において、日仏のコンテンツ、メディア関係者の交流を促進するためのレセプションを実施しました。

② JAPAN 国際コンテンツフェスティバル (コ・フェスタ) にかかるソフトパワー海外展開促進事業

平成 21 年度創造産業国際展開支援事業

経済産業省 3 億 6000 万円

10 月 23 日から 3 月 31 日

(a) コ・フェスタの海外展開事業

7 月の「JAPAN EXPO2009」に続き 11 月にシンガポールで 5 万人強を集め開催された B to C イベントである「Anime Festival Asia2009」にブース出展、シンガポールを中心としたアジアの人々に日本コンテンツの今を紹介しました。また、3 月 11 日 (木) ~14 日 (日) に、ブラジル・サンパウロにおいて海外における初のコ・フェスタ単独でのイベント「コ・フェスタ in ブラジル」を開催しました。初日のビジネスデーでは、プレスカンファレンスや日本とブラジルのビジネス関係者を対象とした意見交換会、また一般公開日では、アニメ・マンガ・ゲーム・音楽等の日本の最新コンテンツおよびコンテンツと親和性の高い最新ハイテク機器等の紹介・展示を行うとともに、商談会を実施しました。3 月 22 (月) ~25 (木) には、オフィシャルイベントである TIFFCOM と連携して HongKong FILMART にブース出展し、コ・フェスタイベントの紹介や、コンテンツ関係者とのミーティングを行いました。

(b) ソフトパワー海外展開にかかる調査事業

ソフトパワーの海外展開事業を効果的なものにするため、各種調査事業を行いました。「アニメ収益調査」として、アニメーションの海外での販売モデル・収益構造を調査し収益性の検証や新しいビジネスモデルの提案、また「完成保証の導入に係る課題調査」として我が国に完成保証制度を導入する際の問題点や海外でのファンド・誘致に対する援助の調査。「国内外メディア・コンテンツ業界の競争力分析調査」として、国内外のメディア・エンタテインメント・コンテンツ業界の分析と海外のM&A戦略などを分析。「出版にかかわる調査」として、出版業界の新たなビジネスモデルを提案するための出版産業の抱える諸問題に対しての調査等を行いました。

③ コンテンツポータルサイトの運営 コンテンツポータルサイト運営協議会会費 1,300万円

日本のコンテンツに係る基本情報を内外に向けて発信するためのポータルサイトを、平成19年6月より、コンテンツポータルサイト運営協議会から委託を受け事務局を担当しております。国内外の一般消費者に向けた情報発信を強化し、ジャパン・コンテンツのブランドイメージの強化につなげていく予定です。

(年次総会6月22日開催、正会員24社、賛助会員6社(3月31日現在、主査：日本写真家著作権協会常務理事 瀬尾 太一氏))

④ 京都フィルムコミッション推進事業 京都府 1,000万円

8月14日から3月31日

京都にある二つの映画スタジオをはじめとする、多様な映像資源を活用し、映画・映像制作の誘致を促進することや、「ロケ誘致連絡協議会」を設置するなどを目的に活動しました。また、国内外の関連行事に参加するなど、制作誘致のために必要となる情報の収集、及び広報ツールを作成し、情報発信を行っています。

⑤ アジアにおける日本映画上映事業 文化庁 5,000万円

(a) 11月11日から15日、韓国ソウル(メガボックス COEX)にて開催しました。

第6回となる日本映画韓国上映は「日本映画：情熱の時代」をテーマに日本映画16作品を選定、オープニングに大森寿美男監督作品「風が強く吹いている」を上映致しました。また、特集上映としては、日本映画の特色の一つである「シリーズ映画」の中から、「平成ガメラ」シリーズと「岸和田少年愚連隊シリーズ」の各3本、計6本を上映しました。大森監督、「平成ガメラシリーズ」の金子修介監督を含め期間中9名の監督が訪韓し、舞台挨拶及び観客との交流会を実施しました。5日間で約3500人の観客が訪れました。また15日には金子監督、韓国からはリュウ・スンワン監督とミュージシャンのホラン氏をゲストにお招きして、シンポジウム「情熱は映画のキーワード!？」も開催致しました。

(b) 1月15日から17日、トルコ、イスタンブール(Cinebonus Maçka G-mall)にて、「2010年トルコにおける日本年」を記念して「日本映画祭ニューシネマ2010」を開催しました。

オープニング作品「ディア・ドクター」他、平成17年から21年にかけて製作、公開された現代日本映画の秀作の中から計7本を上映し、3日間で約1500人の観客が訪れました。15日の開幕式には「ディア・ドクター」の西川美和監督を招聘し、開幕上映後、日本とトルコの関係者を招いたレセプションを開催致しました。

⑥ 釜山国際映画祭でのジャパンレセプション 文化庁 180万円

10月12日実施

10月8日に開幕した第14回釜山国際映画祭会期中10月12日に文化庁・ユニジャパン・VIPOの共催によるジャパンレセプションを釜山海雲台パラダイスホテル内クリスタルルームにて開催し、日韓をはじめ世界各国映画関係者約350名が参加しました。また、公式上映された日本映画の監督、俳優が紹介されました。

(3) 普及・啓発

- ① 歴史的音盤 SP 盤アーカイブの実施 歴史的音盤アーカイブ推進協議会
日本の近代史を語る上で欠くことのできない音声を後世に伝えるために設立された歴史的音盤アーカイブ推進協議会 (HiRAC) に参画、デジタルコンテンツの記録、保存事業に寄与しております。(年次総会 6 月 17 日開催、今年度から会計担当を社団法人日本レコード協会へ移管)
- ② 田辺・弁慶映画祭イベントシンポジウムの開催 大阪市難波市民学習センター
9 月 30 日
大阪事務所および京都事務所で、「元気 UP 大阪・未来の大阪を考えよう ～映画産業からみる地域創造の可能性～」と題し、大阪を舞台にした映画の魅力を語るとともに、映画産業の中心地としての大阪のあるべき姿、地域の活性化へと導くための方向性について議論するシンポジウムを、田辺・弁慶映画祭のイベントとして開催しました。

(4) 海外の同様の機関との連携・交流に係る事業

- ① 韓国 KOCCA との業務提携
5 月 8 日
韓国コンテンツ振興院(KOCCA)主催による「Korea Drama Original Sound Festival2009」於、ウエルシティ(旧新宿厚生年金会館)の後援協力を行いました。
6 月 1 日から 5 日
韓国コンテンツ振興院(KOCCA)と共同で、今後の日韓映像ビジネス発展のため相互理解を目的としたセミナー「日本放送映像コンテンツグローバルマーケティングセミナー」を開催し、韓国放送局及び番組プロダクション、ニューメディア、コンテンツ制作社等の関係者 24 名が来日し交流を深めました。
10 月 27 日
統廃合され新組織となった韓国コンテンツ振興院 (KOCCA) のソウル市内ニューオフィスを訪問し、チェ・ヨンホ副委員長と意見交換を行いました。
- ② 韓国 KOFIC との業務提携
7 月 14 日から 17 日
韓国映画振興委員会(KOFIC)主催、経済産業省、ユニジャパンとの共催で、日韓共同製作に向けた企画開発ワークショップ「日韓ビジネスキャンパス 2009 in 済州島」を開催し、日韓共同製作を企画中の日韓のプロデューサー各 5 名が参加し、企画開発を進めるとともに交流を深めました。参加プロデューサーは各々の企画を発表し、日韓のアドバイザー(プロデューサー)との個別ミーティングでは、企画の実現に向けてのアドバイスを受けました。また、日韓アドバイザーによるセミナーでは、日韓共同製作の経験談を聞くなどして両国の製作環境の違いについての理解を深めました。

(5) その他の事業

- ① AFI (American Film Institute) への留学斡旋の実施
AFI への留学希望者募集及び、情報提供を当機構ホームページにて実施致しました。
本年度は、上記事業に AFI の紹介ページを当機構ホームページに展開することを計画中であります。
- ② VIPO ホームページの運営
今期については、昨年度の約 2 倍となる 70 件の更新頻度で情報提供を実施した。特に平成 20 年 9 月の全面刷新後に再開されたサイト内インタビューにおいて、メンバーページでは会員社、公開ページではプロデューサー、クリエイターということで、会員向け、一般向けで内容の差別化

を図りつつ、コンテンツ業界の方にご登場頂いたり、3D 撮影現場レポートをいち早く掲載し、業界の方から好評を頂いた。また、政策検討委員会ページ、シナリオアナリスト、AFI などの特設ページもオープン予定など、さらなる内容の充実に努めた。

(6) 組織運営

① 京都事務所

6月16日の総会で、京都事務所新設の承認を受け、7月に開設いたしました。そして、京都府と、京都フィルムコミッション推進事業の契約を締結し、現在その事業等に取り組んでおります。

② 会員

(a) 退会

ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社、株式会社東宝映画、株式会社プラザクリエイト、岡島興業株式会社、ジェネオン・ユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社、NPO 法人北海道映像産業振興連盟、読賣テレビ放送株式会社、株式会社 ADEKA、千葉県興行生活衛生同業組合、株式会社ベネッセコーポレーション、株式会社ワオ・コーポレーション、大成建設株式会社、トーキーマジック株式会社、株式会社ゴンゾ 個人3名 以上 17

(b) 入会

株式会社コーエー、社団法人全日本テレビ番組製作社連盟、株式会社手塚プロダクション、株式会社カプコン、ブロードメディア・スタジオ株式会社、株式会社クオラス 以上 6

(c) 5月25日現在の状況

- ・会員数：法人会員 100 社、賛助会員 13 社、個人会員 14 人
- ・会費入金額：5,015 万円（昨年度最終 5,597 万円）

③ 通常総会、理事会、幹事理事会の開催

(a) 総会

通常総会 6月16日

(b) 理事会

第11回理事会 6月1日

第12回理事会 11月30日

(c) 幹事理事会

第11回幹事理事会 6月1日

第12回幹事理事会 11月30日

第13回幹事理事会 3月29日

③ 政策検討委員会 本会、各分科会

本年度の政策検討委員会は、旧年度の4つの分科会を、本会と2つの分科会（「人材育成」、「正規流通」）に組織修正をした後、過年度からの継続的課題に取り組んでいます。

(a) 本会

第1回 9月4日、第2回 10月5日、第3回 11月5日、第4回 12月7日、

第5回 1月18日、第6回 2月19日

WGミーティング 第1回 4月26日、第2回 5月11日、第3回 6月8日

コンテンツ業界の振興を図るために必要な視点や大儀名分等、公正な振興体制のあり方について、議論を進めております。これは過年度から課題になっている、長期的な視点になった「文化産業戦略」の構築へ向けて積極的に議論を実施しておりその結果、税制・会計制度等へ踏み込み議論を進めることを、次年度への課題と致しました。

(b) 人材育成分科会

第1回 7月27日、第2回 9月8日、第3回 11月17日、第4回 12月21日

第5回 1月20日、第6回 3月3日

V I P Oが行うべきコンテンツ業界の人材育成事業を検討しております。特にこの分野で働く人

たちがその能力を最大限発揮できる環境と仕組みを作り、将来の人材を育成することを検討致しております。

また、シナリオアナリストセミナーに続く人材育成基盤セミナー第2弾「キャラクターメイキング&アナリストセミナー」を3月23日に実施致しました。

(c) 正規流通分科会

第1回 7月23日、第2回 9月1日、第3回 10月6日、第4回 11月4日、

第5回 12月2日、第6回 2月2日、第7回 3月2日

昨年度の違法流通分科会とブロードバンド分科会を統合した分科会であり、各業界で問題となっている違法流通への対応及びブロードバンド・ネットワークを利用したコンテンツ流通について検討を行ってまいりました。結果、啓発活動の具体策、コンテンツ流通促進策等についての提言を行うこととなりました。

以上

平成22年度事業報告
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

1. 事業の経過

平成22年6月16日に開催いたしました、平成22年度通常総会でご承認いただいた22年度の事業計画書、会計収支予算書に基づき、人材育成支援、内外の市場開拓等に関する事業を実施いたしました。具体的には、4年目となるJAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ2010)の運営や、5年目となる若手映画作家の育成を目指す「若手映画作家育成プロジェクト(ndjc2010)」、コンテンツ産業を目指す学生の為の就職セミナー等を、関係省庁、団体、企業、教育機関と連携し取り組みました。

2. 主な事業の実施状況

(1) 人材育成事業

① インターンシップの実施

自主事業

経産省よりの受託事業として3年間実施後、自主事業としてスタートして3年目に入りました。

本年度は、受入企業4社、参加学生8名にて実施いたしました。

また、当機構主催インターンシップ・プログラムは、事業開始の平成17年度より既に延べ100名を超える修了者を輩出しておりましたので、「インターンシップ修了者・現役生同士での情報交換と相互交流を目的とした交流会」を7月31日に開催しました。今までのインターンシップに参加したOB・OGから現在の仕事・就職活動にどのように体験を生かしたかの報告を受け、現役学生との情報交換を行いました。

② 短編映画作品製作による若手映画作家の育成

文化庁 1億2000万円

契約期間：4月1日から3月31日

在野の優れた若手映画作家の発掘と育成を目指し、本格的な映像制作技術と作家性を磨くために必要な知識や技術を継承するためのワークショップや製作実地研修を実施するとともに、作品発表の場を提供する本事業を「若手映画作家育成プロジェクト2010(ndjc2010)」として実施いたしました。本事業は、平成18年度から始まったもので、今年度で5年目を迎えます。

今年度も、映像関連団体等より有望な若手作家の推薦をいただき、その中から14名がワークショップ(8月7日～8月21日)に参加しました。さらにその中から5名の作家が、制作プロダクションのご協力のもと、35mmフィルムでの撮影を必須とした製作実地研修(9月～1月)を行い、25分以上30分以内の短編映画5作品を完成させました。

完成した作品につき、各地で合評上映会を開催し、多方面の方々より講評をいただきました(2月21日新宿バルト9(東京)、2月28日シネ・ヌーヴォ(大阪)、3月17日沖縄県立博物館・美術館(沖縄))。また、これまでに完成しています23作品(18年度：8作品、19～21年度：各5作品)についても上映機会の提供活動を行いました。

③ コンテンツ産業を目指す学生に対する就職セミナーの実施

自主事業

9月26日、10月10・11日開催

自主事業として毎年実施いたしております業界就職セミナーに本年度は新たにゲーム業界からもご参加頂き、開催いたしました。

本年度参加は、25企業、2団体の合計27となり、昨年の21社より大幅に増加いたしました。

また、参加学生も約3,400名と昨年比120%となり、会場（文京学院大学）の収容人員を上回る規模となりました。

④ 人材育成基盤セミナーの実施

自主事業

昨年度より実施しております、シナリオアナリスト養成セミナーに加え、本年度はキャラクターメイキング&アナリスト養成セミナーを開催いたしました。
有料セミナーにて実施し、各業界の実務者を中心に参加をいただきました。
セミナー終了者より、課題提出を受け、審査の結果、シナリオアナリスト7名、キャラクターアナリスト6名を認定いたしました。

(2) 国内・国際市場整備

① JAPAN 国際コンテンツフェスティバル（コ・フェスタ 2010）の運営

平成22年度コンテンツ国際取引市場強化事業

経済産業省 2億6000万円

契約期間：4月1日から3月31日

平成19年度よりスタートし4年目の継続事業で、日本のコンテンツを広く海外にアピールし、日本のコンテンツ産業の国際取引市場強化を目的に実施いたしました。官・民の委員によるJAPAN 国際コンテンツフェスティバル実行委員会を開催、当機構内には実行本部を組織し、最大12名のスタッフでコ・フェスタの総合マネジメントを行いました。

コ・フェスタ2010では17のオフィシャルイベント、9のパートナーイベントが行われましたが、相乗効果を生み出すための分野横断的企画として「グランドセレモニー」「劇的3時間SHOW」の2つのオリジナルイベントを企画・制作・運営致しました。

また、これらに加え総合的日本ブランド発信イベントとしての機能を拡充・強化して、海外展開を実施しました。6月には上海版万博会場にて「CoFesta IN 上海」を実施、7月には昨年に続き世界最大規模の日本のポップカルチャーイベントである「JAPAN EXPO」（フランス・パリ）に出展、10月には日本のポップカルチャーと食のイベント「HYPER JAPAN」（イギリス・ロンドン）に出展致しました。特に「JAPAN EXPO」では関係省庁、政府機関、業界団体と相互に連携しながらオールジャパンとしての効果的な出展となり、日本のアーティストの楽曲配信と購入の実証検証や、東京国際ミュージックマーケット（TIMM）と連携して原宿で実施のアニメソングライブイベントのネット配信等も行いました。また、JETRO パリと連携してビジネスセミナーや日本企業とフランスを中心とした欧州の企業との商談会を実施しました。3月には海外調査事業として、中南米市場への日本コンテンツの輸出振興策を探るため、ブラジルのサンパウロ・リオにて現地調査を行いました。この他に、5月のカンヌ映画祭のマーケットにユニ・ジャパンと共同でジャパンパビリオンを出展、9月の韓国・光州のACEFair2010には「Creative Market Tokyo2010」と共同ブース出展を行う等、広く海外に日本コンテンツを発信いたしました。

オリジナルイベントの「劇的3時間SHOW」は国際的に活躍する映画監督5人が出演してのライブトークイベントを企画し、12月にトライ・アン・ユン監督、1月に是枝裕和監督と女優のジュリエット・ピノシュ氏、2月にハウ・シャウシェン監督の3回を実施しましたが、3月末に予定したルーシー・ウォーカー監督、ウェイン・ワン監督の2回については3月11日に発生した東日本大震災の影響のため残念ながら中止致しました。

② コ・フェスタPAO（若手クリエイター映像制作、発信事業）の実施

平成22年度コンテンツ産業人材発掘育成事業

経済産業省 3億4400万円

「コ・フェスタPAO」（ゼネラル・プロデューサー/重延浩氏）が東京ミッドタウンで10月20日からスタートしました。「コ・フェスタPAO」は、国内外で活躍する10人のトップクリエイターがプロジェクト・デザイナーとなり、トークショー・ワークショップにおいて若手クリエイターの映像作品を披露するプロジェクトです。

10/20 佐藤雅彦氏（表現方法研究者）、12/7 三宅一生氏（デザイナー）、1/19 宮本茂氏（ゲームプロデューサー）、3/6 は武部聡志氏（音楽プロデューサー）のPAOデー（トークショー&映像発

表)を実施いたしました。

3/22～3/27 の P A O ウィークには、佐藤可士和氏 (アートディレクター)、生駒芳子氏 (ファッションジャーナリスト)、谷川智洋氏 (バーチャルリアリティ研究者)、藤村忠寿氏 (テレビディレクター)、松岡正剛氏 (編集工学者)、高橋智隆氏 (ロボットクリエイター) のトークショーや映像作品発表と、3 人の若手映画監督による P A O オリジナルの中編映画の発表を行う予定でしたが、3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響のため、急遽中止といたしました。

- ③ コンテンツポータルサイトの運営 コンテンツポータルサイト運営協議会会費 910 万円
- 日本の各コンテンツに係る基本情報を国内外に向けて発信するためのポータルサイト事業について、平成 18 年 6 月より、コンテンツポータルサイト運営協議会から委託を受け、事務局を担当しております。本サイトは、昨年度、サイトの全面刷新を実施、検索機能や絞り込み機能を強化、サイトの使い勝手が大幅に向上し、国内外に向けたジャパン・コンテンツの情報発信をさらに効果的に実施することが可能となりました。一方、アクセス数もリニューアル前の約 300PV/日から、順調に増加し、約 1,300PV/日に上がり、英語ページのアクセス比率も約 60%に上昇しました。現在月次で協議会を開催、更なるポータルサイトの認知拡大施策、有効活用等について検討を進めており、最新コンテンツ情報の海外向け発信をより強化する方向で、3 月 10 日にサイトの再度の全面刷新を実施いたしました。
- (年次総会 6 月 17 日開催、正会員 21 社、賛助会員 2 社 (3 月 31 日現在、会長：石坂 敬一 レコード協会会長、主査：日本写真家著作権協会瀬尾 太一 常務理事))

- ④ 釜山国際映画祭でのジャパンレセプション 文化庁 150 万円
- 10 月 11 日実施
- 10 月 7 日に開幕した第 15 回釜山国際映画祭会期中に文化庁・ユニジャパン・VIPO の共催によるジャパンレセプションを釜山グランドホテル内スカイラウンジにて開催しました。今回で釜山国際映画祭の委員長を退任されるキム・ドンホ氏を筆頭に、日韓をはじめ世界各国映画関係者約 450 名にご参加いただきました。また、公式上映された日本映画の監督、俳優の方々をご紹介いたしました。

(3) 普及・啓発

- ① 歴史的音盤 SP 盤アーカイブの実施 歴史的音盤アーカイブ推進協議会
- 日本の近代史を語る上で欠くことのできない音声を後世に伝えるために設立された歴史的音盤アーカイブ推進協議会 (HiRAC) に設立当初より参画、デジタルコンテンツの記録、保存事業に寄与してまいりました。(年次総会 6 月 25 日開催)

(4) 海外の同様の機関との連携・交流に係る事業

- ① 韓国 KOCCA との業務提携
- 韓国コンテンツ振興院 (KOCCA) への協力で、今後の日韓コンテンツビジネス発展のための相互理解を目的とした日韓コンテンツビジネスフォーラムを開催しております。各回テーマに沿ったゲストを迎え、お話をいただくとともに事業に関わる参加者との意見交換を図っています。詳細は下記の通りです。
- 【第 1 回】8 月 4 日
テーマ：韓国のドラマ制作の今
ゲスト：黒田徹也氏 (テレビ朝日ゼネラルプロデューサー)
津留正明氏 (TBS テレビプロデューサー)
- 【第 2 回】9 月 8 日
テーマ：韓国アニメーションビジネスの最前線
ゲスト：大山秀徳氏 (東映アニメーション(株) 常務取締役)
- 【第 3 回】9 月 15 日

テーマ：韓国芸能プロダクションの今

ゲスト：オ・ウォンソク氏（㈱AM エンタテインメント 代表取締役）

10月29日に実施された韓国文化体育観光部・韓国コンテンツ振興院(KOCCA)主催による「K-POP NIGHT IN JAPAN 2010」（東京国際フォーラムホールA）の後援協力を行いました。

【第4回】11月25日

テーマ：LG Electronics のコンテンツ戦略

ゲスト：渡邊 一孝氏

(LG 電子ジャパン モバイルコミュニケーションプロダクト&ビジネスグループ 課長)

【第5回】12月13日

テーマ：SK Telecom コンテンツ事業戦略

ゲスト：パク・ヨンギョン氏（SK Telecom New Biz 部門 マネージャー）

【第6回】1月28日

テーマ：KBS JAPAN のコンテンツ戦略

ゲスト：クォン・オージュン氏（KBS JAPAN 放送事業部長）

【第7回】2月10日

テーマ：KNTV 韓国 MBC&SBS のコンテンツ戦略

ゲスト：洪 性元氏（KNTV 理事）

【第8回】2月23日

テーマ：CJ MEDIA JAPAN のコンテンツ戦略：K-POP ビジネス

ゲスト：裴 文姫氏（CJ MEDIA JAPAN プロモーションチームシニアマネージャー）

② 韓国 KOFIC との業務提携

9月3・4日

9月3日（金）、4日（土）の両日、韓国映画振興委員会(KOFIC) 主催、経済産業省、ユニジャパンとの共催で「日韓ビジネスキャンパス 2010 in 東京」を開催しました。2008年から過去3回にわたり日韓共同製作を企画中の日韓のプロデューサー向けの企画ワークショップを開催しました。本年度は日韓両国の配給、製作、興行、ロケーション、ポストプロダクションに関するプレゼンテーションとオープンセミナーを中心に実施。韓国から5名のプロデューサーが来日し企画プレゼンテーションを行うと同時に、日本の配給、製作、興行、ロケーションに関連するプレゼンテーションを受け、また個別のディスカッションも実施しました。その他、韓国のポストプロダクション4社が来日し日本の映画関係者に対するプレゼンテーションと個別面談も行いました。

③ 韓国 JCIA との業務提携

財団法人全羅南道文化産業振興院(Jeonnam Culture Industry Promotion Agency : JCIA)は VIPO との映像コンテンツ産業の活性化および相互の協力強化を目的として、2010年3月30日に VIPO 迫本淳一理事長（当時）および JCIA キム・キフン院長が出席し、都市センターホテルにて、業務提携覚書締結の調印を行いました。この覚書では相互利益のために協力関係を維持し、日韓両国の映像コンテンツ産業の様々な分野での交流活動の促進、情報交換、カンファレンス・展示などの協力等を行っていくことに合意しました。業務提携による最初の事業として本年8月に YEOSU にて開催された「YEOSU GLOBAL SFX CONGRESS 2010（麗水国際特殊効果コンGRESS 2010）」の講演実施のため日本で活躍する VFX のスペシャリストをリストアップし推薦いたしました。

(5) その他の事業

① AFI (American Film Institute) への留学斡旋の実施

前期より進めておりました、AFI 紹介ページを当機構ホームページに掲載し、より多くの方に、知っていただくこととなりました。

海外の留学生等からの問い合わせも増加し、本年度は最終的に1名を推薦いたしました。

② VIPO ホームページの運営

今期についても、VIPO 事業活動の PR のため、VIPO ホームページを通じた積極的な情報発信を展開しました。新たに公共性のある、VIPO 関連のコンテンツ業界ニュースコーナーの設置を行いました。また、京都事務所ホームページ、日本版 AMERICAN FILM INSTITUTE ホームページ「AFI.com ×VIPO」をオープンしました。

③ 「VIPO 年間活動報告書 2009」制作

VIPO 事業活動の周知・理解促進強化の一環として、6月に、VIPO として初めて、平成 21 年度の VIPO の事業活動の概要を判りやすくまとめた小冊子「VIPO 年間活動報告書 2009」を制作し、会員へ配布しました。本冊子には、VIPO の平成 21 年度の主要事業の概要報告の他、VIPO 公式ホームページ上にも掲載しているインタビューや、映像産業の就職動向データ等も掲載しております。

④ 「VIPO 事業概要」の改訂版制作

6月の理事長交代を受け、8月に「VIPO 事業概要」の改訂版を制作、発行しました。英語版も併せて制作し、10月に発行しました。

(6) 組織運営

① 京都事業

(a) 京都フィルムコミッション推進事業

京都府 1,290 万円

契約期間：4月1日から3月31日

本事業は、京都にある二つの本格的な映画スタジオをはじめ、京都の多様な映像資源を活用した映画・映像制作誘致を促進することを目的としております。そのために、PR 冊子・WEB サイトの活用並びに国内外の映画祭・フィルムマーケット等への参加を通じ、情報の収集・発信を行っております。また、「京都ロケ誘致連絡協議会」を設置し、地元の関連企業のニーズを把握し、オール京都での受け入れ体制を構築しています。

さらには、京都府下の自治体等のフィルムコミッション及び KYOTO Cross Media Experience 2010 等のイベントとも連携をとって事業を推進しています。

また、海外への招聘事業として、韓国及び香港等への働きかけを VIPO 本部と一体となり、行いました。

(b) 京都映画・映像企画市

京都府 100 万円

契約期間：8月6日から1月31日

映画・映像作品の企画に関わる若手映画製作者（監督、プロデューサー等）を対象に「京都府内での撮影を想定した作品」「時代劇を中心とした歴史作品」の企画を募集し、業界の第一線で活躍する監督やプロデューサー、関係者が応募作品を評価する企画ワークショップを開催いたしました。さらに KYOTO Cross Media Experience 2010 の各事業との連携及び周知広報協力も行っております。

(c) 京都太秦クリエイター支援拠点サポート事業

京都府 750 万円

契約期間：10月27日から3月31日

映画・映像産業の振興の一環として、京都太秦地域内に映画・コンテンツ産業のクリエイターの人材育成、サポート等を実施しております。さらに、京都府の別の事業である「京都映画・映像産業ルネッサンスプロジェクト」と連携したクリエイターサポート事業、映画、コンテンツ関連企業・起業家の誘致活動及び KYOTO Cross Media Experience 2010 との協力も行いました。本事業は、インキュベーション支援のため、事務所内に多目的スペースを設け、コンテンツ関係者のネットワークづくりを行うことを主な目的といたしました。また、本事業の開設イベントとして、当機構金子理事による「シナリオアナリストセミナー」を3月24日、25日に開催し、多数の参加をいただきました。

② 会員

(a) 退会

早稲田大学国際情報通信研究センター、(株)ジュピターテレコム、(株)シンク、
(社)日本ポストプロダクション協会、ビクターエンタテインメント(株)、個人3名

(b) 入会

なし

(c) 現在の状況

- ・会 員 数：法人会員 97 社、賛助会員 13 社、個人会員 11 人
- ・会費入金額：4,852 万円

③ 通常総会、理事会、幹事理事会の開催

(a) 総会

通常総会 6月16日

(b) 理事会

第13回理事会 6月3日

第14回理事会 6月16日

第15回理事会 12月8日

(c) 幹事理事会

第13回幹事理事会 6月3日

第14回幹事理事会 6月16日

第15回幹事理事会 12月8日

⑤ 政策検討委員会 本会、各分科会

本年度政策検討委員会は、本会及び2分科会を設置し、各テーマに取り組んでおります。

(a) 本会

第1回 5月18日、第2回 7月30日、第3回 11月5日、第4回 1月28日

当機構の今後、取り組むべき課題及び事業を中心としたテーマを、各分野の実務専門者も方にお集まりいただき、議論を行いました。

(b) 税務・会計分科会

第1回 6月1日、第2回 7月14日、第3回 8月26日、第4回 9月29日、第5回 12月8日、
第6回 2月14日

コンテンツ業界の会計への疑問、要望等を中心に今後の国際会計基準を踏まえ議論を行いました。

(c) ビジネスインキュベーション分科会

第1回 5月12日、第2回 6月2日、第3回 7月7日、第4回 8月4日、第5回 9月10日、
第6回 10月6日、第7回 11月10日、第8回 12月5日、第9回 1月17日、
第10回 2月16日

コンテンツ業界の人材育成をテーマに、ビジネスプロデューサー育成を目指し、カリキュラム開発の主眼に議論を行いました。

以上

平成24年6月21日

平成23年度事業報告
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

1. 事業の経過

平成23年度の通常総会(6月27日開催)でご承認いただきました、今年度の事業計画書、会計収支予算書に基づき、人材育成支援、内外の市場開拓等に関する事業を実施いたしました。具体的には、今年5年目となるJAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ2011)の運営や、若手映画作家の育成を目指す「若手映画作家育成プロジェクト(ndjc2011)」、コンテンツ産業を目指す学生のための就職セミナー等を、関係省庁、団体、教育機関と連携し取り組みました。

2. 主な事業の実施状況

(1) 人材育成事業

- ① 短編映画作品製作による若手映画作家の育成 文化庁 1億2700万円
在野の優れた若手映画作家の発掘と育成を目指して、本格的な映像制作技術と作家性を磨くために必要な知識や技術を継承するためのワークショップや製作実地研修を実施するとともに、作品発表の場を提供する本事業を「若手映画作家育成プロジェクト2011(ndjc2011)」として実施いたしました。本事業は、平成18年度から始まったもので、今年度で6年目を迎えます。今年度も、映像関連団体等より有望な若手作家の推薦をいただき、その中から15名がワークショップ(7月30日～8月14日)に参加いたしました。さらにその中から5名の作家が、制作プロダクションのご協力のもと、35mmフィルムでの撮影を必須とした製作実地研修(9月～1月)を行い、25分以上30分以内の短編映画5作品を完成させました。
これらの作品につきましては、各地で合評上映会を開催し、多方面の方々より講評をいただきました(2月14日TOHOシネマズ六本木ヒルズ(東京)、2月16日東映京都撮影所第一試写室(京都)、2月17日シネ・ヌーヴォ(大阪)、3月8日桜坂劇場(沖縄)、3月26日せんだいメディアテーク(宮城))。さらに、初の試みとして1週間の特別興行を実施し、広く一般の方々に作品をご覧いただきました(2月25日～3月2日ユナイテッド・シネマ豊洲(東京))。
また、前年度までに完成した28作品(18年度:8作品、19～22年度:各5作品)につきましても、上映機会の提供活動を行いました。

- ② コンテンツ産業を目指す学生に対しての就職セミナーの実施 自主事業
毎年、自主事業として実施いたしております業界就職セミナーは、本年度は経団連の倫理憲章により、12月以降に開催することとなりました。今年度は東京だけでなく、関西(大阪)、東北(仙台)でも開催いたしました。さらに、新たな取り組みといたしまして、学生へ向けてユー 스트リームでの配信を実施し、従来と比して格段に多くの学生に視聴いただきました。
セミナー参加学生数は昨年比160%と増加し、成功裏に終了いたしました。

開催内容

| | |
|------------|--------------|
| 東京(文京学院大学) | 12月3日、4日、11日 |
| 参加企業数 | 27社 |
| 参加学生数 | 5,800名 |

| | |
|-----------------|--------|
| 大阪（大阪大学） | 12月22日 |
| 参加企業数 | 7社 |
| 参加学生数 | 350名 |
| 仙台（仙台市情報・産業プラザ） | 1月21日 |
| 参加企業数 | 7社 |
| 参加学生数 | 180名 |

③ 人材育成基盤セミナーの実施

自主事業

2009年度より実施いたしておりますシナリオアナリスト養成セミナーと、昨年度より実施のキャラクターメイキング&アナリスト養成セミナーに続いて、本年度は「ミザンセンス向上のための基礎講座～デジタル時代のミザンセンス～」を開催いたしました。事前申込者が100名を超え、途中で申込みを打ち切る必要が出るほどの大変好評なセミナーとなりました。

| | |
|------|-------------|
| 開催日 | 3月29日 |
| 開催場所 | 銀座フェニックスプラザ |
| 参加者 | 68名 |

(2) 国内・国際市場整備

① JAPAN 国際コンテンツフェスティバル（コ・フェスタ 2011）ネットワーク構築事業

平成23年度「コンテンツ産業強化対策支援事業」 経済産業省 2億9500万円内

平成19年度より5年目の継続事業として、JAPAN コンテンツを広く海外にアピールし、日本のコンテンツ産業の国際取引市場を強化することを目的に実施いたしております。当機構内にコ・フェスタ実行本部を組織して総合マネージメントを行うとともに、官・民からなるコ・フェスタ実行委員会を推進、運営いたしております。

コ・フェスタ2011では、18のオフィシャルイベント、13のパートナーイベントが行われました。また、9月に、オリジナルイベントとしてコンテンツ業界の相乗効果を生み出すための分野横断的企画「グランドセレモニー」を開催いたしました。さらに、本年度の特記事項といたしまして、東北6県との連携ならびにご協力をいただきながら、東日本大震災の被災地の復興に少しでも役立つことを願い、「こどもコ・フェスタ映像制作」および「こどもコ・フェスタ in 東北」を企画・運営いたしました。

「こどもコ・フェスタ映像制作」は、被災地の100人の子供たちが、それぞれ自分がいま最も伝えたいことをテーマに撮影した約3分間の映像を、WEBサイトやソーシャルメディアを活用して国内外へ発信していくものです。また、「こどもコ・フェスタ in 東北」は、子供たちが将来の日本の優れたクリエイターへと育つために、すばらしいコンテンツと触れ合い、共感し、未来のコンテンツ産業の振興につながる発想が生まれるような出会いを創る総合イベントで、3月24日、宮城県七ヶ浜町国際村に東北6県から子供たちとその保護者、計1,000名が参加して行われました。当日は、会場の随所で数えきれない子供たちの笑顔に出会うことができました。

② 日中映像交流事業「日本アニメ・フェスティバル in 上海」ほか

平成23年度「コンテンツ産業強化対策支援事業」

経済産業省 2億9500万円内 / 文化庁 1000万円

日中国交正常化40周年を迎えるにあたって、日中映像交流事業（「映画、テレビ週間」「アニメ・フェスティバル」）を実施・成功させることにより、日中の「戦略的互惠関係」の具体化と、日中両国民の間の相互理解を促進させることを目的とした事業です。また、東日本大震災の影響に配慮し、特に被災された方々に対してエールを送ることができるような事業を実施いたしました。

6月の開幕式から「映画、テレビ週間」を経て実施されました「アニメ・フェスティバル」は、

日本アニメが中国で高い評価を得ていることを示す絶好の機会であり、日本アニメ産業に対する中国政府による規制撤廃へ向けた大事な機会でもありました。主な内容は、「アニメ上映」(12月3日～6日)、「アニソン・ライブ」(11月26日)、「アニメ・イベント」(11月27日)で構成され、在日本総領事館およびJETRO上海事務所との連携を取りつつ、当事業の中国国内でのPR作業を徹底いたしました。これらの活動が、正規品の啓蒙や日本アニメに対する規制撤廃へ向けて強力なサポートになることは必定であり、確実な成果を得られたものと思います。

- ③ コンテンツポータルサイトの運営 コンテンツポータルサイト運営協議会会費 840万円
日本の各コンテンツに係る基本情報を、国内外へ向けて発信するためのポータルサイト事業につきまして、2006年よりコンテンツポータルサイト運営協議会から委託を受け、事務局を担当いたしております。2010年に本サイトを全面刷新し、英語による海外向け情報発信サイトとすることにより、テレビ番組のランキング情報、会員各社のニュース・トピックを英文で発信するようにいたしました。また、月に数回、海外コンテンツ事業者へのニューズレター(国内のコンテンツ関連イベント情報、会員各社のトピック紹介等)を配信いたしました。
年次総会 7月7日開催、正会員20社、賛助会員2社(10月31日現在)
会長：北川直樹日本レコード協会会長、主査：日本写真家著作権協会 瀬尾 太一 常務理事

- ④ コンテンツ産業都市・京都発信事業 京都市 1000万円
京都の観光業界は、東日本大震災以後に深刻な状況となったため、その魅力を再び世界に発信し京都への誘客を増やすことを目的に、6月30日～7月3日にフランス・パリで開催された「JAPAN EXPO 2011」へ「京都市ブース」を出展いたしました。そこでは、「伝統と文化のまち京都」をテーマとして、京都の今の魅力を伝えるべく仏人クリエイターを招聘し今の京都を伝える最新の映像を上映いたしました。この映像は、「京都市ブース」だけにとどまらず、会場での各種イベントやスクリーニングルームで上映されたほか、メインステージで行うファッションショーや、経済産業省クールジャパン室が出展した「JAPAN Village」でも毎日上映されました。また、今回の京都観光案内のプログラム番組は、フランスで650万世帯が加入して1200万人が視聴できるケーブルテレビ「NOLIFE」でも放送されました。
一方、10月1日～2日に京都で行われたイベント「マチデコ・インターナショナル」には、フランスで活躍中のクリエイター、ジュリアン・レヴィ氏を招聘し、プロジェクション・マッピング映像を制作して上映いたしました。「マチデコ・インターナショナル」は、京都国際マンガミュージアム、関西日仏学館、ギャラリー@KUCA、地下鉄烏丸御池駅で開催される「ニューイ・ブランシュ KYOTO」と題して行われるイベントで、パリ市が毎年10月に行う同名のアートイベントを、姉妹都市である京都で初めて開催したものです。京都のいたるところで現代アートを楽しめる、国際的に認められた夜の祭典で、日・仏アーティストによるパフォーマンスやコンサート等の様々なプログラムが開催されました。

(3) 調査研究事業

- ①平成23年度総務省「放送番組の海外展開調査事業」 総務省 500万円
総務省の事業公募において上記研究実績が評価され、海外番組調査事業の委託を受けることができました。上記研究に「東欧・ロシア」など新たな調査結果を追記した報告書を作成して、提出いたしました。

(4) 海外の同様の機関との連携・交流に係る事業

① 韓国 KOCCA との業務提携

- (a) 音楽ビジネス研修会 in 東京「2011日本K-POPビジネス専門家研修」 KOCCA 550万円
KOCCA(韓国コンテンツ振興院)およびVIPOの共同専門家研修事業といたしまして、韓国の最前線で活躍する音楽ビジネス・メディア関係者20名を対象とし、日本の音楽産業の理解と

今後のビジネス交流を目的に東京で開催いたしました。日本サイドの関係省庁、音楽団体およびビジネス実務者による講義とプレゼンテーションを基本とし、TIMM（第8回東京国際ミュージックマーケット）への連携参加も含め、新たな日韓音楽ビジネスにつながる専門家研修会を実施いたしました。

- 期間 10月24日～28日
参加者 韓国の音楽メディア関係者20名
会場 品川プリンスホテル/ノースタワー620、TIMM開催会場（品川プリンス）
ユニバーサルミュージック合同会社大会議室
内容 ・RIAJ/音楽産業の基礎講座（基本総論、制作から流通システム、半世紀の音楽史）
・JASRAC/音楽権利ビジネス講座（基礎著作権講座）
・メジャーレコードカンパニー訪問によるJ&K-POPの現状および戦略
・TIMMへの参加
・日韓音楽ビジネスの現状検証およびプロモーション戦略
・日本政府経済産業省によるコンテンツ政策と音楽産業のトレンド報告
・韓国日本現地支社の担当者とのQ&A（日本戦略と実績）
・日韓音楽ビジネスネットワーク交流会

(b) アジア・アニメーション・フォーラム・プレシヨウ

アジアにおけるアニメーション共同制作の促進と、優秀な作品への投資誘致活性化を目的としたKOCCA主催のフォーラムにVIPOが協力し、日本からのメディア、アニメーション関係者、広告代理店、投資家など約10名をソウルに招聘いたしました。

- 期間 7月19日～20日
場所 COEXカンフェランスセンター3F（韓国ソウル）

(c) 日韓コンテンツビジネスフォーラム

日韓コンテンツビジネス発展のための相互理解を目的として、日韓コンテンツビジネスフォーラムを共同開催いたしております。各回テーマに沿ったゲストを迎えてトークセッションを行い、日韓コンテンツ事業に係る参加者との意見交換を図っております。

【第9回】5月10日

テーマ：韓流モバイルコンテンツビジネス最前線
ゲスト：(株)アンダムル 崔 康泰代表取締役

【第10回】6月16日

テーマ：新大久保発 K-POP アイドル KINO&SOS のプロモーション戦略
ゲスト：J&K プロダクション李代表

【第11回】8月3日

テーマ：K-POP 男性グループ「2PM」を手がける JYP JAPAN のビジネス戦略
ゲスト：JYP JAPAN 宋 知恩理事

【第12回】12月5日

テーマ：カルチュア・パブリッシャーズの韓流ビジネス戦略
ゲスト：TSUTAYA 吉村 毅 CCC エグゼクティブプロデューサー

【第13回】2月6日

テーマ：韓流企業コンテンツセブンのビジネス戦略
ゲスト：コンテンツセブン 成 七龍代表取締役

② GITCT(Gwangju Information and Culture Industry Promotion Agency)との業務提携

当機構と大韓民国コンテンツ振興団体財団法人光州情報・文化産業振興院(Gwangju Information and Culture Industry Promotion Agency:GITCT)は、日韓のアニメーション・音楽・ゲームなどの映像コンテンツ産業の振興および相互の協力強化を目的として、9月22日、金大中コンベンションセンター（光州広域市西区）において、業務提携覚書締結を調印いたし

ました。なお、調印式は、VIPO 松谷孝征理事長および GITCT 姜王基 (Kang, Wang Ki) 院長が出席のうえ行われました。

両団体は相互利益のために協力関係を維持し、日韓両国の映像コンテンツ産業の様々な分野での交流が活性化するように、情報交換、調査研究、セミナー等の協力、人材育成、日韓の友好的な環境の整備等を行ってまいります。

(5) その他の事業

① AFI (American Film Institute) への留学斡旋の実施

5月27日、青山学院アスタジオにて「AFI コンサバトリミニ上映会 2011/日本人 Alumni による帰国報告」を開催いたしました。本会では AFI コンサバトリを修了された木野下有市氏を迎えて木野下氏の卒業製作作品「Save a Life」を上映し、さらに、同作の主演俳優の北村昭博氏を交えて、メイキング映像上映と AFI での生活の報告が行われました。また、当機構のホームページに AFI 紹介ページ「AFI.com×VIPO」を掲載し、AFI への留学斡旋事業について、より多くの方への周知に努めました。本年度は AFI Conservatory 留学推薦者募集に対し、映像業界経験者3名の方に応募をいただき、2名を選考、推薦いたしました。

② Asia Content&Entertainment Industry Fair (ACE FAIR) における広報活動

韓国光州広域市で9月21日から24日まで開催された、オールジャンルコンテンツイベントである Asia Content&Entertainment Industry Fair (ACE FAIR) 事務局の招聘により、VIPO の周知および日韓相互のコンテンツ業界の理解を促進するため、「ACE Trend Forum」において、当機構の松谷孝征理事長が「日本における文化コンテンツ業界の人材育成と海外展開」と題して講演を行いました。また、日中韓のアニメ関係者による対談を実施 (VIPO HP に掲載) したほか、ACE FAIR の国際共同ブースに出展し、VIPO パンフレットを配布するなど広報活動を展開いたしました。

③ VIPO ホームページの運営

当機構の事業活動 PR のため、VIPO ホームページを通じて積極的な情報発信を展開し、リリースと連動した VIPO の事業報告につきましても一層の充実を図りました。また、VIPO ホームページ用のインタビューの企画や、昨年度オープンいたしました京都事業所ホームページとの連携におきましても、情報の提供をいたしました。

④ 「VIPO 事業概要」の会員部分改訂版の制作

3月に「VIPO 事業概要」の改訂版を制作するとともに、併せて英語版も改訂いたしました。

(6) 組織運営

① 京都事業

(a) 京都フィルムコミッション推進事業

京都府 1300 万円

京都にある2つの本格的な映画スタジオをはじめ、京都の多様な映像資源を活用した映画・映像制作誘致を促進することを目的としております。そのために、PR 冊子・WEB サイトの活用ならびに国内外の映画祭・フィルムマーケット等への参加を通じて情報の収集・発信を行っております。また、「京都ロケ誘致連絡協議会」を設置し、地元の関連企業のニーズを把握し、オール京都での受け入れ体制を構築しています。

さらに、京都府下の自治体等のフィルムコミッションおよび「KYOTO Cross Media Experience 2011」等のイベントとも連携をとって事業を推進しています。

そのほか、本年度は海外向けの招聘事業といたしまして、シンガポール、マレーシアおよびフランスへ出張して作品の紹介と市場調査を行い、各映画祭とのコラボレーションに関して模索いたしました。

(b) 京都映画・映像企画市 京都府 100万円
映画・映像作品の企画に関わる若手映画製作者（監督、プロデューサー等）を対象に「京都府内での撮影を想定した作品」「時代劇を中心とした歴史作品」の企画を募集し、業界の第一線で活躍する監督やプロデューサー、関係者が応募作品を評価する企画ワークショップを開催いたしました。さらに、「KYOTO Cross Media Experience 2011」の各事業との連携および周知広報協力も行ってあります。また、本企画市での優秀2作品のパイロット版を作成し、3月17日に行われた第1回上映会で注目を集めました。

(c) 京都太秦クリエイター支援拠点サポート事業 京都府 3400万円
映画・映像産業の振興の一環として、京都太秦地域内に映画・コンテンツ産業のクリエイターの人材育成、サポート等を実施いたしました。さらに、京都府の別の事業である「京都映画・映像産業ルネッサンスプロジェクト」と連携したクリエイターサポート事業、映画、コンテンツ関連企業・起業者の誘致活動および「KYOTO Cross Media Experience 2011」との協力も行ってあります。本事業では、インキュベーション支援のため、コンテンツ関係者のネットワークづくりを行うことを主な目的としており、事務所内に多目的スペースを設けました。また、人材育成の観点から、VIPO京都が主体となり、定期的にセミナーを開催いたしております。今期は、12講座のセミナーを実施いたしました。一方で、当機構より京都文化博物館に委託し、時代劇をテーマに東映京都撮影所、松竹京都撮影所で開催されたワークショップには、国内外から20名が参加いたしました。

② 会員

(a) 退会

(株)パノラマ、アップルジャパン(株)、三井物産(株)、(株)円谷プロダクション、(株)ヒューマックスシネマ、コンテンツゲート(株)、東京テアトル(株)、関西テレビ放送(株)、(株)東京現像所、個人1名

(b) 入会 なし

(c) 現在の状況

- ・会員数：法人会員86社、賛助会員13社、個人会員10人
- ・会費入金額：4,691万円

③ 通常総会、理事会、幹事理事会の開催

(a) 総会

通常総会 6月27日

(b) 理事会

第16回理事会 4月5日
第17回理事会 6月14日
第18回理事会 6月27日
第19回理事会 11月28日

(c) 幹事理事会

第16回幹事理事会 4月5日
第17回幹事理事会 6月27日
第18回幹事理事会 11月28日
第19回監事理事会 4月12日

④ 政策検討委員会 本会、各分科会

本年度政策検討委員会は、本会および分科会を設置し、各テーマに取り組みました。

(a) 本会

11月10日に各分野の実務専門者にお集まりいただき、当機構の今後取り組むべき課題および事業を中心としたテーマについて議論を行いました。

(b) 税務・会計分科会

第1回7月21日、第2回10月7日、第3回11月10日、第4回12月20日、
第5回1月25日、第6回4月25日

4～6月は、製作委員会に係る金商法改正への対応として、経済産業省メディアコンテンツ課とともに、業界の要望を金融庁に伝えました。7月以降は、本年度の課題として国際会計基準のコンテンツ産業に対する影響の検討を行うため、海外コンテンツ企業の決算を具体的にIFRSと米国会計基準の比較を交えて研究いたしました。

(c) ビジネスインキュベーション分科会

第1回5月18日、第2回6月22日、第3回7月27日、第4回9月26日、
第5回10月31日、第6回11月21日、第7回12月21日、第8回1月25日、
第9回2月29日、第10回3月26日、第11回4月18日

全国の高等教育機関で実施できる「映像ビジネスプロデューサー育成プログラム」開発の具体的な検討を行いました。

以上

監 査 報 告 書

特定非営利活動法人
映像産業振興機構
理事長 迫本 淳一 殿

平成22年5月20日
特定非営利活動法人
映像産業振興機構

監 事

監 事

監 事



私たちは平成21年度期である平成21年4月1日から平成22年3月31日
までにおける会計監査を行い、次のとおり報告する。

監査の方法の概要

会計監査について、帳票並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続き
を用いて計算書類の正確性を検討した。

監査意見

会計財産目録、会計貸借対照表及び会計収支計算表は、会計帳簿の記載金額
と一致し、法人の収支状況及び財産状況を正しく表示していると認める。

以 上

平成21年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録
平成22年3月31日現在

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

| 科 目 ・ 摘 要 | | 金 額 (単位:円) |
|--|-------------------|-------------|
| I 資産の部 | | |
| 1 流動資産 | | |
| 現金預金 | | |
| 現金 現金手許有高 | | 300,000 |
| 普通預金みずほ銀行築地支店 | | 3,926,659 |
| 普通預金みずほコーポレート銀行大手町営業部 | | 46,065 |
| 普通預金みずほ銀行築地支店 | | 39,118,396 |
| 普通預金みずほ銀行築地支店 | | 848,517 |
| 製品 | | |
| DVD | 692本 | 1,482,956 |
| 本 | 653冊 | 691,527 |
| 未収金 | | |
| 「創造産業国際展開支援事業」請負金 (JAPAN国際コンテンツフェスティバルにかかるソフトウェア海外展開促進事業) | (経済産業省) | 359,412,637 |
| 「短編映画作品製作による若手映画作家育成事業」請負金 | (文化庁) | 119,836,801 |
| 「アジアにおける日本映画特集上映事業」請負金 | (文化庁) | 49,911,032 |
| その他 未収金 | | 1,895,551 |
| 前払費用 | | |
| 4月家賃前払分 | (松竹閣) | 1,263,780 |
| その他 | | 173,811 |
| 流動資産合計 | | 578,907,732 |
| 2 固定資産 | | |
| 什器備品 | | |
| 片袖デスク | | 53,296 |
| 収納家具書庫 | | 122,936 |
| 椅子・机一式 | | 55,467 |
| コピーボード | | 88,484 |
| 敷金保証金 事務所敷金 | (松竹閣) | 4,481,680 |
| 固定資産合計 | | 4,801,863 |
| 資産合計 | | 583,709,595 |
| II 負債の部 | | |
| 1 流動負債 | | |
| 未払金 | | |
| 「創造産業国際展開支援事業」業務委託料 | (関テレビマンユニオン) | 115,762,417 |
| 「創造産業国際展開支援事業」業務委託料 | (アサラーディ・ケイ㈱) | 107,850,409 |
| 「創造産業国際展開支援事業」業務委託料 | (㈱電通) | 20,787,499 |
| 「創造産業国際展開支援事業」業務委託料 | (日本動画協会) | 4,394,250 |
| 「コンテンツ国際取引市場強化事業」業務委託料 | (関テレビマンユニオン) | 5,678,872 |
| 「若手映画作家育成事業」に関する広報費等 | (㈱第一通信社) | 3,800,500 |
| 「若手映画作家育成事業」に関する字幕データ製作費等 | (東映ラボ・テック㈱) | 4,308,729 |
| 「アジアにおける日本映画上映事業」に関する報告書作成等 | (エビノムービー・スレファント㈱) | 3,858,500 |
| その他 未払金 | | 9,936,255 |
| 短期借入金 みずほコーポレート銀行 大手町営業部 | | 185,000,000 |
| 未払法人税等 | | 186,600 |
| 未払消費税等 | | 5,537,400 |
| 預り金 源泉所得税他 | | 2,035,043 |
| 流動負債合計 | | 469,136,474 |
| 負債合計 | | 469,136,474 |
| 正味財産 | | 114,573,121 |

平成21年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表
平成22年3月31日現在

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

| 科 目 | 金 額 (単位:円) | |
|-------------------|-------------|-------------|
| I 資産の部 | | |
| 1 流動資産 | | |
| 現金預金 | 44,239,637 | |
| 製品 | 2,174,483 | |
| 未収入金 | 531,056,021 | |
| 前払費用 | 1,437,591 | |
| 流動資産合計 | | 578,907,732 |
| 2 固定資産 | | |
| 工具器具備品 | 320,183 | |
| 差入保証金 | 4,481,680 | |
| 固定資産合計 | | 4,801,863 |
| 資産合計 | | 583,709,595 |
| II 負債の部 | | |
| 1 流動負債 | | |
| 短期借入金 | 185,000,000 | |
| 未払金 | 276,377,431 | |
| 未払法人税等 | 186,600 | |
| 未払消費税等 | 5,537,400 | |
| 預り金 | 2,035,043 | |
| 流動負債合計 | | 469,136,474 |
| 負債合計 | | 469,136,474 |
| III 正味財産の部 | | |
| 前期繰越正味財産 | | 114,099,345 |
| 当期正味財産増加額 | | 473,776 |
| 正味財産合計 | | 114,573,121 |
| 負債及び正味財産合計 | | 583,709,595 |

平成21年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

| 科 目 | 金 額(単位:円) | |
|----------------------|-------------|-------------|
| I 経常収入の部 | | |
| 1 会費・入金収入 | 50,150,000 | |
| 2 受託事業収入 | 793,525,468 | |
| 3 雑収入 | 4,478,045 | |
| 経常収入合計 | | 848,153,513 |
| II 経常支出の部 | | |
| 1 事業費 | | |
| (1) 人材育成事業費 | 108,049,517 | |
| (2) 内外市場整備事業費 | 624,516,779 | |
| (3) 調査研究事業費 | 1,100,700 | |
| (4) 交流促進事業費 | 42,579,901 | |
| (5) 普及啓発事業費 | 535,148 | |
| (6) 自主事業費 | 3,508,912 | 780,290,957 |
| 2 管理費 | | |
| (1) 理事報酬 | 175,253 | |
| (2) 租税公課 | 189,755 | |
| (3) 事務局人件費 | 30,989,148 | |
| (4) 集会費 | 77,272 | |
| (5) 事務所管理費 | 29,300,078 | |
| (6) 交通・通信費 | 1,426,880 | |
| (7) 印刷費 | 119,429 | |
| (8) 什器消耗品費 | 399,835 | |
| (9) 事務機器賃貸費 | 410,700 | |
| (10) 雑費 | 4,146,011 | 67,234,361 |
| 経常支出合計 | | 847,525,318 |
| 経常収支差額 | | 628,195 |
| III その他資金収入の部 | | |
| 1 借入金収入 | | |
| 短期借入金収入 | 185,000,000 | |
| 2 貸付金回収収入 | | |
| 短期貸付金回収収入 | 7,000,000 | |
| その他資金収入合計 | | 192,000,000 |
| IV その他資金支出の部 | | |
| 1 借入金返済支出 | | |
| 短期借入金返済支出 | 95,000,000 | |
| その他資金支出合計 | | 95,000,000 |
| 当期収支差額 | | 97,628,195 |
| 前期繰越収支差額 | | 194,968,580 |
| 次期繰越収支差額 | | 292,596,775 |
| (正味財産増減の部) | | |
| V 正味財産増加の部 | | |
| 1 資産増加額 | | |
| 当期収支差額 | 97,628,195 | |
| 増加額合計 | | 97,628,195 |
| VI 正味財産減少の部 | | |
| 1 資産減少額 | | |
| 工具器具備品減価償却額 | 86,093 | |
| 製品減少額 | 68,326 | |
| 貸付金減少額 | 7,000,000 | |
| 2 負債増加額 | | |
| 借入金増加額 | 90,000,000 | |
| 減少額合計 | | 97,154,419 |
| 当期正味財産増加額 | | 473,776 |
| 前期繰越正味財産額 | | 114,099,345 |
| 当期正味財産合計 | | 114,573,121 |

監 査 報 告 書

特定非営利活動法人
映像産業振興機構
理事長 松 谷 孝 征 殿

平成23年5月23日
特定非営利活動法人
映像産業振興機構

監 事

監 事

監 事

私たちは平成22年度期である平成22年4月1日から平成23年3月31日
までにおける会計監査を行い、次のとおり報告する。

監査の方法の概要

会計監査について、帳票並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続き
を用いて計算書類の正確性を検討した。

監査意見

会計財産目録、会計貸借対照表及び会計収支計算表は、会計帳簿の記載金額
と一致し、法人の収支状況及び財産状況を正しく表示していると認める。

以 上

平成22年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録
平成23年3月31日現在

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

| 科 目 ・ 摘 要 | 金 額 (単位:円) | | |
|---------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 現金預金 | | | |
| 現金 現金手許有高 | 300,000 | | |
| 普通預金みずほ銀行築地支店 | 352,264,760 | | |
| 普通預金みずほコーポレート銀行大手町営業部 | 88,162 | | |
| 普通預金みずほ銀行築地支店 | 122,007,398 | | |
| 普通預金みずほ銀行築地支店 | 1,848,517 | | |
| 製品 | | | |
| DVD 646本 | 1,384,378 | | |
| 本 606冊 | 641,754 | | |
| 未収金 | | | |
| 「短編映画作品製作による若手映画作家育成事業」請負金 | 119,994,654 | | |
| イベント中止によるホール使用料返金 | 8,310,983 | | |
| 「京都フィルムコミッション推進事業」請負金 | 2,900,000 | | |
| 未収消費税等 | 1,779,900 | | |
| その他 未収金 | 2,481,083 | | |
| 前払費用 | | | |
| 4月家賃前払分 | 1,263,780 | | |
| 流動資産合計 | | 615,265,369 | |
| 2 固定資産 | | | |
| 什器備品 | | | |
| 片袖デスク | 39,972 | | |
| 収納家具書庫 | 105,480 | | |
| 椅子・机一式 | 41,601 | | |
| コピーボード | 66,363 | | |
| 敷金保証金 事務所敷金 | 4,481,680 | | |
| 固定資産合計 | | 4,735,096 | |
| 資産合計 | | | 620,000,465 |
| II 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| 未払金 | | | |
| 22年度事業請負金一部返金 | 95,580,557 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」業務委託料 | 95,093,379 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」業務委託料 | 53,337,129 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」業務委託料 | 51,256,890 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」業務委託料 | 37,983,000 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」業務委託料 | 30,000,000 | | |
| 「コンテンツ国際取引市場強化事業」業務委託料 | 17,992,982 | | |
| 「アニメ産業の国際展開促進事業」業務委託料 | 13,093,859 | | |
| 「劇的3時間ショー」運営費 他 | 12,377,925 | | |
| 「ブラジル調査事業」業務委託料 | 12,368,153 | | |
| 「中国における正規版コンテンツの流通実態調査事業」業務委託料 | 9,798,090 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」業務委託料 | 8,500,000 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」に関する映像機材レンタル費 | 5,935,003 | | |
| 「若手映画作家育成事業」に関する字幕データ制作費 | 4,466,229 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」に関する運営費 | 4,459,400 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」に関するホール音響費 他 | 4,100,061 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」に関する音響・照明費 他 | 3,780,420 | | |
| 「映像コンテンツの海外流通プラットフォーム構築」に関する調査費 | 3,602,824 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」に関する広報支援費 他 | 2,899,470 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」に関する美術制作費 他 | 2,502,675 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」に関する照明費用 | 2,224,425 | | |
| 「コンテンツ国際取引市場強化事業」に関する記録映像制作費 | 1,890,000 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」に関するドームメント費 | 1,680,000 | | |
| 「若手映画作家育成事業」に関するパンフレット制作費 | 1,577,625 | | |
| 「コンテンツ国際取引市場強化事業」に関する報告書印刷費 他 | 1,521,450 | | |
| 「ブラジル調査事業」に関する車両・通訳費 | 1,425,223 | | |
| 「若手映画作家育成事業」に関する報告書作成費 他 | 1,393,625 | | |
| 「ブラジル調査事業」渡航費 他 | 1,120,286 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」に関する警備費 | 1,102,996 | | |
| 「コンテンツ産業人材発掘・育成事業」に関する舞台監督費 | 1,000,000 | | |
| その他 未払金 | 10,067,957 | | |
| 短期借入金 みずほコーポレート銀行 大手町営業部 | 15,000,000 | | |
| 未払法人税等 | 157,500 | | |
| 前受金 | 100,000 | | |
| 預り金 源泉所得税他 | 1,836,205 | | |
| 流動負債合計 | | 511,225,338 | |
| 負債合計 | | | 511,225,338 |
| 正味財産 | | | 108,775,127 |

平成22年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表
平成23年3月31日現在

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

| 科 目 | 金 額 (単位:円) | | |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 476,508,837 | | |
| 製品 | 2,026,132 | | |
| 未収入金 | 135,466,620 | | |
| 前払費用 | 1,263,780 | | |
| 流動資産合計 | | 615,265,369 | |
| 2 固定資産 | | | |
| 工具器具備品 | 253,416 | | |
| 差入保証金 | 4,481,680 | | |
| 固定資産合計 | | 4,735,096 | |
| 資産合計 | | | 620,000,465 |
| II 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| 短期借入金 | 15,000,000 | | |
| 未払金 | 494,131,633 | | |
| 未払法人税等 | 157,500 | | |
| 前受金 | 100,000 | | |
| 預り金 | 1,836,205 | | |
| 流動負債合計 | | 511,225,338 | |
| 負債合計 | | | 511,225,338 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 前期繰越正味財産 | | 114,573,121 | |
| 当期正味財産減少額 | | 5,797,994 | |
| 正味財産合計 | | | 108,775,127 |
| 負債及び正味財産合計 | | | 620,000,465 |

平成22年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

| 科 目 | 金 額(単位:円) | |
|----------------------|-------------|--------------|
| I 経常収入の部 | | |
| 1 会費・入会金収入 | 48,520,000 | |
| 2 受託事業収入 | 706,069,052 | |
| 3 雑収入 | 4,659,285 | |
| 経常収入合計 | | 759,248,337 |
| II 経常支出の部 | | |
| 1 事業費 | | |
| (1) 人材育成事業費 | 441,342,594 | |
| (2) 内外市場整備事業費 | 256,524,188 | |
| (3) 交流促進事業費 | 2,266,010 | |
| (4) 普及啓発事業費 | 47,083 | |
| (5) 自主事業費 | 1,892,980 | 702,072,855 |
| 2 管理費 | | |
| (1) 理事報酬 | 103,090 | |
| (2) 租税公課 | 162,078 | |
| (3) 事務局人件費 | 28,324,564 | |
| (4) 集会費 | 236,319 | |
| (5) 事務所管理費 | 27,253,207 | |
| (6) 交通・通信費 | 666,434 | |
| (7) 印刷費 | 1,094,662 | |
| (8) 什器消耗品費 | 407,062 | |
| (9) 事務機器賃貸費 | 388,800 | |
| (10) 雑費 | 4,122,142 | 62,758,358 |
| 経常支出合計 | | 764,831,213 |
| 経常収支差額 | | -5,582,876 |
| III その他資金収入の部 | | |
| 1 借入金収入 | | |
| 短期借入金収入 | 15,000,000 | |
| その他資金収入合計 | | 15,000,000 |
| IV その他資金支出の部 | | |
| 1 借入金返済支出 | | |
| 短期借入金返済支出 | 185,000,000 | |
| その他資金支出合計 | | 185,000,000 |
| 当期収支差額 | | -175,582,876 |
| 前期繰越収支差額 | | 292,596,775 |
| 次期繰越収支差額 | | 117,013,899 |
| (正味財産増減の部) | | |
| V 正味財産増加の部 | | |
| 1 負債減少額 | | |
| 借入金減少額 | 170,000,000 | |
| 増加額合計 | | 170,000,000 |
| VI 正味財産減少の部 | | |
| 1 資産減少額 | | |
| 当期収支差額 | 175,582,876 | |
| 工具器具備品減価償却額 | 66,767 | |
| 製品減少額 | 148,351 | |
| 減少額合計 | | 175,797,994 |
| 当期正味財産減少額 | | 5,797,994 |
| 前期繰越正味財産額 | | 114,573,121 |
| 当期正味財産合計 | | 108,775,127 |

監 査 報 告 書

特定非営利活動法人
映像産業振興機構
理事長 松 谷 孝 征 殿

平成24年5月30日
特定非営利活動法人
映像産業振興機構

監 事

監 事

監 事

私たちは平成23年度期である平成23年4月1日から平成24年3月31日
までにおける会計監査を行い、次のとおり報告する。

監査の方法の概要

会計監査について、帳票並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続き
を用いて計算書類の正確性を検討した。

監査意見

会計財産目録、会計貸借対照表及び会計収支計算表は、会計帳簿の記載金額
と一致し、法人の収支状況及び財産状況を正しく表示していると認める。

以 上

平成23年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表
平成24年3月31日現在

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

| 科 目 | 金 額 (単位:円) | | |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 304,788,597 | | |
| 製品 | 1,988,767 | | |
| 未収入金 | 15,226,172 | | |
| 前払費用 | 1,657,909 | | |
| 流動資産合計 | | 323,661,445 | |
| 2 固定資産 | | | |
| 工具器具備品 | 201,455 | | |
| 差入保証金 | 4,481,680 | | |
| 固定資産合計 | | 4,683,135 | |
| 資産合計 | | | 328,344,580 |
| II 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| 未払金 | 216,851,621 | | |
| 未払法人税等 | 140,000 | | |
| 未払消費税等 | 3,499,300 | | |
| 前受金 | 3,150,000 | | |
| 預り金 | 1,838,051 | | |
| 流動負債合計 | | 225,478,972 | |
| 負債合計 | | | 225,478,972 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 前期繰越正味財産 | | 108,775,127 | |
| 当期正味財産減少額 | | 5,909,519 | |
| 正味財産合計 | | | 102,865,608 |
| 負債及び正味財産合計 | | | 328,344,580 |

平成23年度 特定非営利活動に係る事業会計財産日録
平成24年3月31日現在

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

| 科 目 - 摘 要 | 金 額 (単位:円) | |
|---|-------------|-------------|
| I 資産の部 | | |
| I 流動資産 | | |
| 現金預金 | | |
| 現金 現金手許有高 | 300,000 | |
| 普通預金みずほ銀行築地支店 | 97,766,366 | |
| 普通預金みずほコーポレート銀行大手町営業部 | 86,362 | |
| 普通預金みずほ銀行築地支店 | 204,787,352 | |
| 普通預金みずほ銀行築地支店 | 1,848,517 | |
| 製品 | | |
| DVD | 1,358,662 | |
| 本 | 630,105 | |
| 未収金 | | |
| 「日中アニメ・スタジオの文化交流カンファレンス」講演金 | 9,991,959 | |
| 「著作権等の権利処理等を始めた今後の放送番組の海外展開手法に関する調査研究」請負金 | 4,984,213 | |
| その他 未収金 | 250,000 | |
| 前払費用 | | |
| 4月家賃前払分 | 1,263,780 | |
| その他 前払費用 | 394,129 | |
| 流動資産合計 | | 323,661,445 |
| II 固定資産 | | |
| 什器備品 | | |
| 片袖デスク | 29,979 | |
| 収納家具書庫 | 90,502 | |
| 椅子・机一式 | 31,201 | |
| コピーボード | 49,773 | |
| 敷金保証金 事務所敷金 | 4,481,680 | |
| 固定資産合計 | | 4,683,135 |
| 資産合計 | | 328,344,580 |
| II 負債の部 | | |
| I 流動負債 | | |
| 未払金 | | |
| 「コンテンツ産業強化対策支援事業」業務委託料 | 78,349,989 | |
| 「コンテンツ産業強化対策支援事業」業務委託料 | 40,500,000 | |
| 23年度事業請負金一部返金 | 36,379,735 | |
| 「コンテンツ産業強化対策支援事業」業務委託料 | 19,000,000 | |
| 「コンテンツ産業強化対策支援事業」業務委託料 | 17,956,043 | |
| 「日中アニメ・スタジオの文化交流カンファレンス」業務委託料 | 8,164,754 | |
| 「コンテンツ産業強化対策支援事業」業務委託料 | 4,000,000 | |
| 「コンテンツ産業強化対策支援事業」業務委託料 | 3,937,500 | |
| 「コンテンツ産業強化対策支援事業」業務委託料 | 3,839,498 | |
| 「コンテンツ産業強化対策支援事業」業務委託料 | 1,186,589 | |
| 「著作権等の権利処理等を始めた今後の放送番組の海外展開手法に関する調査研究」業務委託料 | 1,100,000 | |
| その他 未払金 | 2,437,513 | |
| 未払法人税等 | 140,000 | |
| 未払消費税等 | 3,499,300 | |
| 前受金 | 3,150,000 | |
| 預り金 源泉所得税他 | 1,838,051 | |
| 流動負債合計 | | 225,478,972 |
| 負債合計 | | 225,478,972 |
| 正味財産 | | 102,865,608 |

平成23年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

| 科 目 | 金 額(単位:円) | |
|----------------------|-------------|-------------|
| I 経常収入の部 | | |
| 1 会費・入会金収入 | 46,910,000 | |
| 2 受託事業収入 | 453,554,274 | |
| 3 雑収入 | 810,516 | |
| 経常収入合計 | | 501,274,790 |
| II 経常支出の部 | | |
| 1 事業費 | | |
| (1) 人材育成事業費 | 144,372,341 | |
| (2) 内外市場整備事業費 | 250,923,489 | |
| (3) 調査研究事業費 | 4,336,357 | |
| (4) 交流促進事業費 | 24,180,858 | |
| (5) 普及啓発事業費 | 92,246 | |
| (6) 自主事業費 | 1,233,305 | 425,138,596 |
| 2 管理費 | | |
| (1) 理事報酬 | 30,927 | |
| (2) 租税公課 | 142,521 | |
| (3) 事務局人件費 | 39,989,807 | |
| (4) 集会費 | 47,615 | |
| (5) 事務所管理費 | 36,804,199 | |
| (6) 交通・通信費 | 873,395 | |
| (7) 什器消耗品費 | 413,789 | |
| (8) 事務機器賃貸費 | 388,800 | |
| (9) 雑費 | 3,265,334 | 81,956,387 |
| 経常支出合計 | | 507,094,983 |
| 経常収支差額 | | -5,820,193 |
| III その他資金支出の部 | | |
| 1 借入金返済支出 | | |
| 短期借入金返済支出 | 15,000,000 | |
| その他資金支出合計 | | 15,000,000 |
| 当期収支差額 | | -20,820,193 |
| 前期繰越収支差額 | | 117,013,899 |
| 次期繰越収支差額 | | 96,193,706 |
| (正味財産増減の部) | | |
| IV 正味財産増加の部 | | |
| 1 負債減少額 | | |
| 借入金減少額 | 15,000,000 | |
| 増加額合計 | | 15,000,000 |
| V 正味財産減少の部 | | |
| 1 資産減少額 | | |
| 当期収支差額 | 20,820,193 | |
| 工具器具備品減価償却額 | 51,961 | |
| 製品減少額 | 37,365 | |
| 減少額合計 | | 20,909,519 |
| 当期正味財産減少額 | | 5,909,519 |
| 前期繰越正味財産額 | | 108,775,127 |
| 当期正味財産合計 | | 102,865,608 |

平成25年3月11日

経済産業大臣 殿

所在地 東京都中央[REDACTED]一1[REDACTED]階
商号又は名称 特定[REDACTED]法人 [REDACTED]機構
代表者氏名 理事長 [REDACTED] E [REDACTED]

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金に係る基金事業計画書

1. 基金事業名

コンテンツ海外展開等促進事業

2. 基金事業の内容

別紙計画書のとおり

3. 基金事業の期間

交付決定通知を受けた日から本事業の精算が終了するまで

4. 基金事業の年度配分計画

別紙計画書のとおり

添付資料

その他、基金事業の内容等を確認するために必要な資料

(1) 事業の概要

■補助事業の内容

1. 日本のコンテンツの海外展開に必要な映像素材のローカライズに対する補助金の交付
(以下、「ローカライズ補助事業」という。)
2. 日本のコンテンツの海外展開に必要なプロモーションに対する補助金の交付
(以下、「プロモーション補助事業」という。)

■補助事業の対象事業者

1. 日本の法令に基づき設立され、主たる事業所を日本国内に有する、コンテンツのローカライズ又はプロモーション事業を行う者であること(以下、「日本の事業者」という。)

■補助事業の対象コンテンツ

1. 日本の事業者によって製作され、日本国民または永住者が製作に貢献していると認められるコンテンツで以下のものを対象とする。

映画、テレビ番組、配信番組、ドラマ、アニメ、電子コミック、ゲーム 等

2. ただし、以下に該当するような、社会通念上発信に問題のあるコンテンツは、補助の対象としない。

- ①成人向きコンテンツ(第三者機関によって、18歳未満の観賞または購入が規制されているもの)
- ②特定の宗教的または政治的宣伝意図を有すると認められるコンテンツ 等

| 事業種別 | 概要 |
|---------------|---|
| 1. ローカライズ補助事業 | <p>映画、テレビ番組、ドラマ、アニメ、電子コミック、ゲームなど、様々な映像素材を海外に提供するために必要となるローカライズに対し、費用の半額を補助金として交付する。対象となる行為は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">• 字幕付け• 音声の吹き替え、外国語トラックの追加• テキストの差し替え• 楽曲の差し替え• 海外の文化や法律上不適切な表現の編集• 海外での利用に適した表現やフォーマットへの編集・変換• 宣伝用紹介動画(トレーラー等)の制作• 関連情報の翻訳、契約関係の法務費用 等 <p>既存のコンテンツ、新規に制作するコンテンツを対象とする。ただし新規制作コンテンツの場合、本編の制作費用とローカライズのための費用を明確に分け、ローカライズ費用のみを対象として補助金を交付する。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>2. プロモーション補助事業</p> | <p>コンテンツの海外展開に必要な各種プロモーション活動に対し、費用の半額を補助金として交付する。対象となるプロモーション活動として、以下のような行為が対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • コンテンツに関する見本市への出展（ブース出展費用、ブース制作費用等）、イベントの開催（会場費、接遇費等）、及び主な人員の渡航（渡航費、宿泊費等） • 海外におけるプロモーションのためのメディアバイイング、宣伝広告、メディア関係者の招聘（渡航費、宿泊費等）等 <p>プロモーション補助事業は、原則として複数社の連携によるプロモーション活動を対象とし、個別のコンテンツのプロモーション活動は対象としない。また、日本発のコンテンツやクールジャパンに資するコンテンツのプロモーションを対象とする。</p> |
|-----------------------|--|

これら事業を遂行するために必要な業務を以下に示す。

- ① 基金の管理・運用
- ② ローカライズ補助事業及びプロモーション補助事業への申請受付
- ③ ローカライズ補助事業及びプロモーション補助事業の審査委員委嘱及び審査
- ④ ローカライズ補助事業及びプロモーション補助事業の補助金の支払
- ⑤ ローカライズ補助事業及びプロモーション補助事業を円滑に、かつ効果的に実施するための各種委員会の開催
- ⑥ ローカライズ補助事業及びプロモーション補助事業の国内外への広報宣伝
- ⑦ ローカライズやプロモーションを実施したコンテンツの情報に関するデータベースの構築・管理
- ⑧ 本補助事業の告知、申請から補助金支払、データ及び情報の収集・管理、補助対象コンテンツの情報発信等の業務に必要なシステム構築・運営
- ⑨ その他上記業務の遂行に付随する業務

（2）基金の管理・運用について

■基金の管理方法

基金の管理については、以下のように実施する。

1. 基金の管理に際しては、VIPO 内に本基金の管理を専門に行うための「ジャパン・コンテンツ海外展開事務局（仮称）」を設置し、当該部門において管理業務を実施する。なお、基金に関わるすべての業務は VIPO が実施する他の業務と明確に分けて実施し、実施担当者が基金関連業務と VIPO のその他事業の両方に関わる場合は、それぞれの事業を実施するための実働時間を記録し、これに基づいて精算処理を行う。

2. 本基金管理に関する事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、VIPOにおける他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこととする。また本基金管理に関する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存する。
3. 基金からの補助金支払いについては、公正であることが担保されるよう、有識者による審査委員会を設置し、申請内容の審査を行った上で支払い手続きを行う。この審査結果についても証拠書類を作成し、前述の基金管理に関する帳簿及び証拠書類と併せて保存する。
4. 基金管理の透明性・公正性を確保するため、別に委託する監査法人による外部監査を実施する。

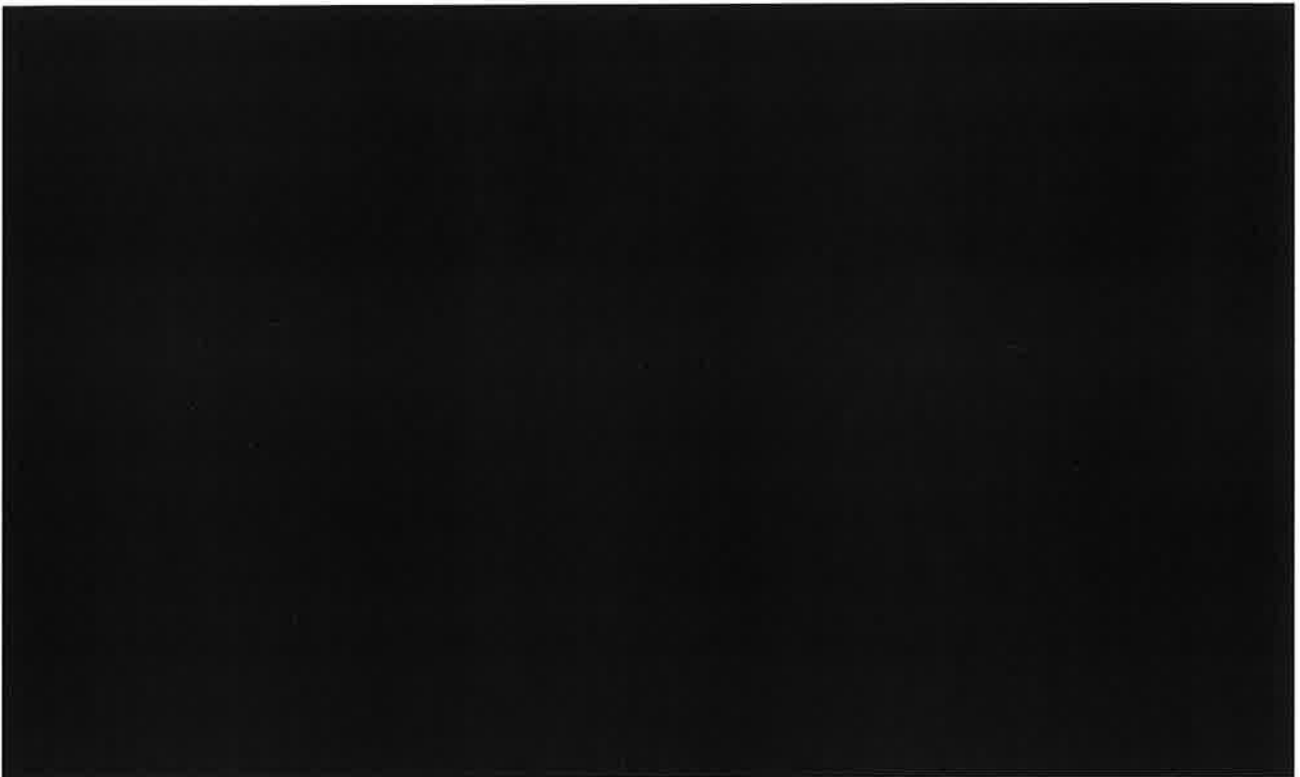


図 1 VIPO における基金の管理体制

■基金の運用方法の方針

1. 安全性、安定性を最優先とし、より効率的な運用を行う。
2. 運用期間は2年間のため、流動性を確保する。
3. 短期の国債、(短期 高格付けの社債)、及び預貯金中心の運用とする。
4. 運用に当たっては、適正かつ効率的な管理体制を作る。
5. 基金の運用状況について、理事会に定期的に報告する。

■基金からの支払い事務の管理方法

1. 運用体制の整備

以下のような運用体制を整備し、補助金の支払事務を行う。

- ①基金管理事務局の設置
- ②補助金交付規程の策定
- ③審査委員会の設置
- ④補助金管理口座の開設
- ⑤申請書式等の策定
- ⑥審査手続及び審査基準の策定
- ⑦ローカライズ成果物の確認・データ検収手続の策定
- ⑧補助金支払手続の策定
- ⑩各種管理手続、管理書式等の策定
- ⑪補助金支払業務に必要な各種情報システム等の構築（専用ウェブサイト、データベースシステム、インタフェース等）

各種システム等の構築に関してはある程度の期間がかかることが想定されるため、システム機能が完成しオンライン管理ができるまではマニュアル管理で行う。オンライン管理は7月1日を目途とする。

(3) 補助事業の実施運営について

■交付規程

事務局は、本事業の実施に際し、助成金の交付の手続き等について別途交付規程を定め、大臣の承認を受ける。また、これを変更しようとするときも同様とする。なお、交付規程は以下の事項を記載する。

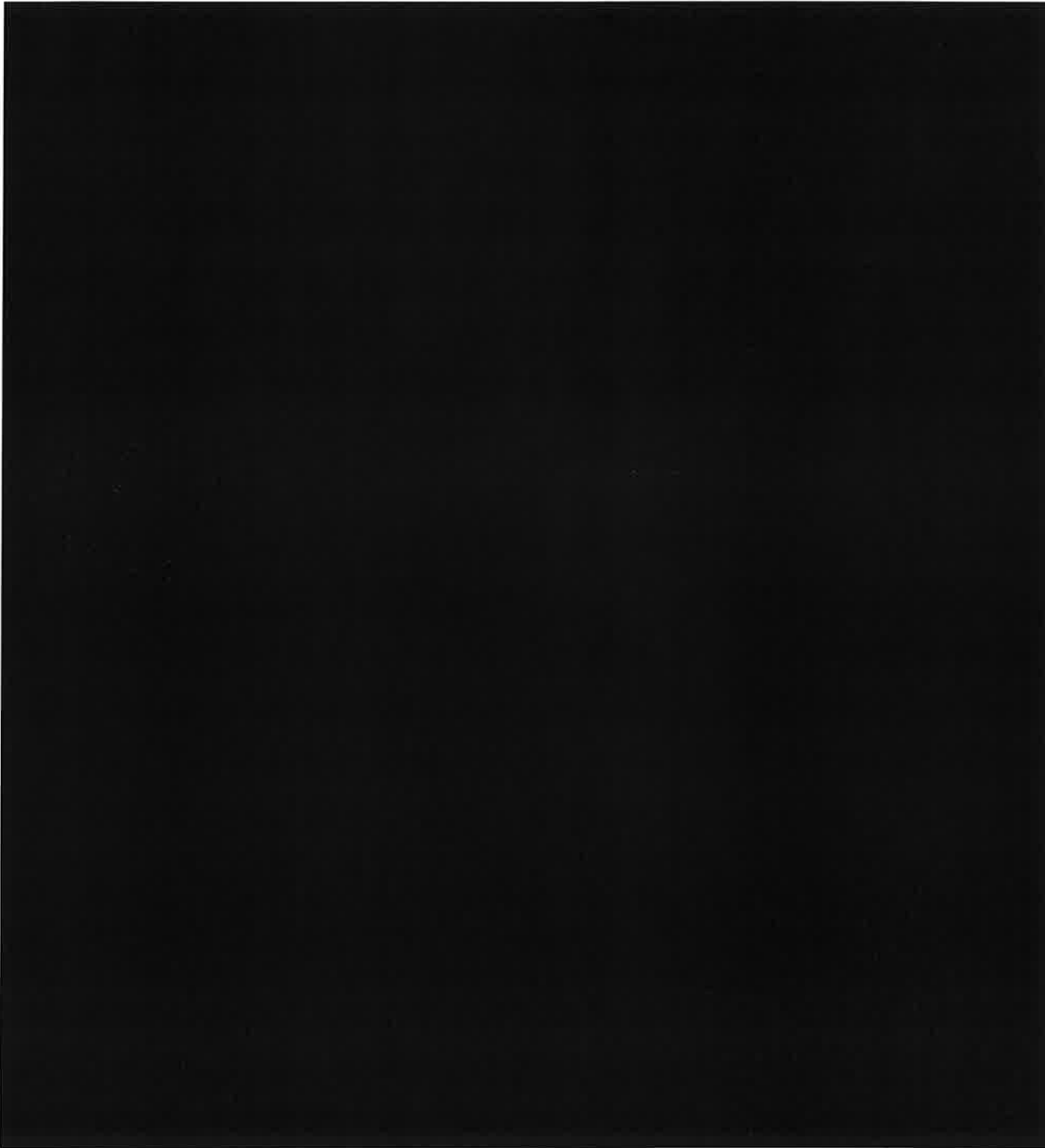
- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 交付対象要件の定義及び助成率等 | ② 交付申請及び実績報告 |
| ③ 交付の決定及び助成金の額の確定等 | ④ 申請の取下げ |
| ⑤ 計画変更の承認等 | ⑥ 助成金の支払 |
| ⑦ 交付決定の取消し等 | ⑧ 取得財産等の管理等 |
| ⑨ 事業を実施するための調査 | ⑩ 個人情報に関する事項 |
| ⑪ その他必要な事項 | |

■補助金支払の手順

補助金交付対象となるコンテンツの選定のための審査は、以下の手順で実施する。



図 2 審査手順



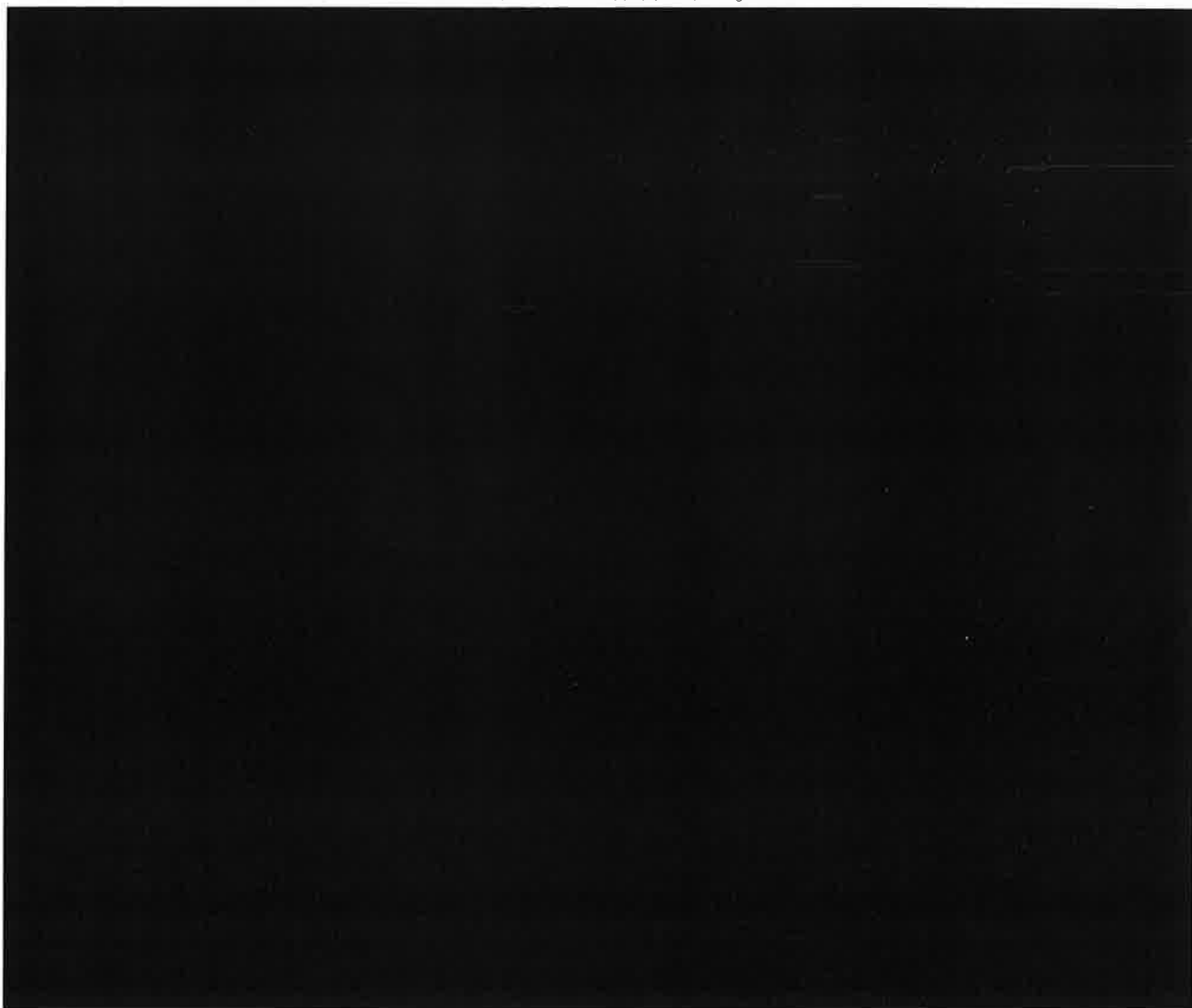
■その他の実施業務

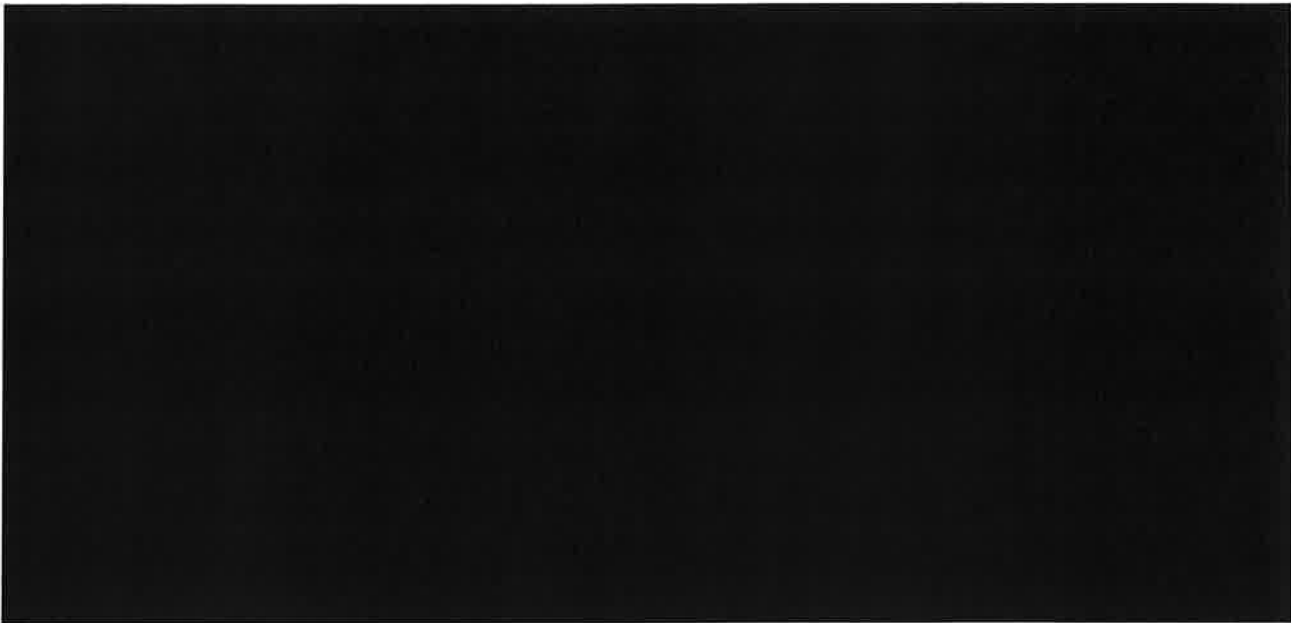
その他、本事業の円滑な実施のため、以下の業務を実施する。また、これら業務の実施に必要な体制についても、併せて整備する。

- ①事業の公募及び説明会の開催
- ②当該事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び事業に関する問い合わせ
- ③事業の周知徹底
- ④本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- ⑤その他の事業管理に必要となる事項についての対応

(4) 事務の実施体制と事務費用

本事業を遂行するため、国際事業部は以下の体制とする。





| 事務局費用合計（2年分） | | 398,578（千円） |
|----------------------------------|--|-------------|
| 1. 人件費 | | 100,000 |
| 常勤 | | 20,000 |
| | | 20,000 |
| 非常勤 | | 15,000 |
| | | 30,000 |
| 派遣（常勤） | | 15,000 |
| 2. 事務費 | | 223,440 |
| 交通費 | | 12,000 |
| 通信費 | | 10,000 |
| 旅費 | | 1,050 |
| | | 21,000 |
| 会議費 | | 2,250 |
| 謝金 | | 6,000 |
| 図書資料費 | | 4,800 |
| 印刷製本費 | | 4,500 |
| システム費 | | 68,000 |
| 広報費 | | 25,000 |
| データベース費 | | 24,000 |
| 翻訳費 | | 5,000 |
| 倉庫料 | | 1,200 |
| 業務委託人件費 | | 30,000 |
| 補助員人件費 | | 8,640 |
| 3. 事務所費 | | 60,920 |
| 賃料 | | 24,000 |
| 光熱費 | | 4,800 |
| 設備費 | | 8,700 |
| 備品費 | | 4,700 |
| 賃借料 | | 4,800 |
| | | 7,920 |
| 消耗品費 | | 6,000 |
| 小計 | | 384,360 |
| 消費税および地方消費税（上記のうち、事務費および事務所費の5%） | | 14,218 |
| 総額 | | 398,578 |

経済産業省

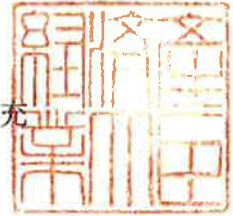
20130311財情第3号

平成25年3月12日

特定非営利活動法人映像産業振興機構

理事長 松谷 孝征 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付決定通知書

平成25年3月11日付けで申請のありましたコンテンツ海外展開等促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容は、平成25年3月11日付けで申請のありましたコンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付申請書及びコンテンツ海外展開等促進事業費補助金に係る基金事業計画書の記載のとおりとします。
2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。

| | |
|-------|------------------|
| 補助金の額 | 金12,320,000,000円 |
|-------|------------------|
3. この補助金は、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱（平成25年第20130228財情第5号。以下「交付要綱」という。）に掲げる事項を条件として交付するものとします。
4. 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければなりません。
5. 本通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、本通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができるものとします。

決裁 供覧

| | | | | | |
|--------|---|-------------------|--|--------------|--------------------------------|
| 件名 | コンテンツ海外展開等促進事業費補助金及び情報通信利用促進支援 | | | 文書番号 | |
| | 事業費補助金の事業実施計画書の一部の変更並びにコンテンツ海外展開等促進事業基金の事業費の他の区分への流用の承認について | | | 20140130情第1号 | |
| 伺い文 | 上記（件名）について案のキ及び案のキのとおり承認してよろしいか伺います。 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 起案 | 起案日 | 平成26年01月30日 | | 受付日 | 平成26年01月22日 |
| | 部署 | 商務情報政策局 文化情報関連産業課 | | 決裁 | 決裁処理期限日 平成26年02月04日 |
| | 起案者 | 坂本 千典 (坂本) | | 決裁 | 決裁日 26.2.14 |
| | 連絡先 | [Redacted] | | 施行 | 施行処理期限日 |
| 分類名称 | 大分類 | クリエイティブ産業（メディア） | | 施行 | 施行日 26.2.14 |
| | 中分類 | 国際 | | 施行 | 施行先 特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 松谷孝征 |
| | 名称（小分類） | 海外展開等促進 | | 施行 | 施行者 経済産業大臣 名 |
| 取扱区分 | 秘密区分 | | | 格付け | 取扱上の注意 |
| | 秘密期間終了日 | | | 格付け | 機密性格付け 2 |
| | 指定事由 | | | 格付け | 取扱制限 |
| | | | | 保存 | 行政文書保存期間 特定日以後5年（補助金等交付） |
| | | | | 保存 | 保存期間満了時期 未定 |
| 決裁・供覧欄 | 大臣官房 会計課 (課長) (印) | | | | |
| | 商務情報政策局 業務管理官室 (業務管理官) (印) | | | | |
| | 商務情報政策局 政策調整官室 (政策調整官) (印) | | | | |
| | 商務情報政策局 文化情報関連産業課 (課長) (印) | | | | |
| 備考欄 | 専決処理規程 別表第19.(3) | | | | |

別紙

伺い

件名について、平成26年1月22日付けをもって特定非営利法人映像産業振興機構 理事長 松谷 孝征から、別添のとおり、コンテンツ海外展開等促進事業実施要領 第2.7の規程に基づき、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金及び情報通信利用促進支援事業費補助金の事業実施計画書の変更及び同実施要領第3.1(1)に基づきコンテンツ海外展開等促進基金の事業費の他の区分への流用につき、承認申請書の提出があり、内容を審査した結果、適当と認められるので承認し、事業により特定非営利法人映像産業振興機構 理事長 松谷 孝征へ通知してよろしいか伺います。



(案 ~~112~~)

番 号
年 月 日
20. 2. 14

映像
特定非営利活動法人 映像産業振興機構
理事長 松谷 孝征 宛て

経済産業大臣 名

××× | ×××
コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の事業費の他の区分への流用承認通知書

平成26年1月22日付けで申請のありましたコンテンツ海外展開等促進事業基金の事業費の他の区分への流用については、承認することに決定しましたので、通知します。

2014年1月22日

経済産業大臣 殿

基金設置法人 特定非営
理事長

コンテンツ海外展開等促進事業基金の事業費の他の区分への流用について

標記の件について、コンテンツ海外展開等促進事業実施要領第3の1(1)に基づき、コンテンツ海外展開等促進基金の事業費の他の区分への流用を行いたく、申請致します。

記

1. 実施日時
経済産業大臣の承認を受けた日
2. 流用の内容
ローカライズ事業費から、事業管理費に対して、経済産業省交付分から 341,065,600 円、
プロモーション事業費から、事業管理費に対して、2,000,000,000 円の流用を行う。
3. 添付資料
事業実施計画書（変更がある場合のみ）
事務費用内訳（変更がある場合のみ）

以上

平成 26 年 1 月 22 日

経済産業大臣 殿

所在地 東京都中央区築地 [REDACTED] 東劇ビル 8 階
商号又は名称 特定非営利 [REDACTED] 構
代表者氏名 理事長 松谷 孝征 [REDACTED]

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金に係る基金事業
計画変更承認申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

1. 基金事業名
コンテンツ海外展開等促進事業
2. 基金事業の内容
別紙計画書の通り
3. 基金事業の期間
交付決定通知を受けた日から本事業の精算が終了するまで
4. 基金事業の事務費用内訳
別紙明細書の通り

(1) 事業の概要**■補助事業の内容**

1. 日本のコンテンツの海外展開に必要な映像素材のローカライズに対する補助金の交付
(以下、「ローカライズ補助事業」という。)
2. 日本のコンテンツの海外展開に必要なプロモーションに対する補助金の交付
(以下、「プロモーション補助事業」という。)

■補助事業の対象事業者

1. 日本の法令に基づき設立され、主たる事業所を日本国内に有する、コンテンツのローカライズ又はプロモーション事業を行う者であること (以下、「日本の事業者」という。)

■補助事業の対象コンテンツ

1. 日本の事業者によって製作され、日本国民または永住者が製作に貢献していると認められるコンテンツで以下のものを対象とする。

映画、テレビ番組、配信番組、ドラマ、アニメ、電子コミック、ゲーム 等

2. ただし、以下に該当するような、社会通念上発信に問題のあるコンテンツは、補助の対象としない。

- ①成人向きコンテンツ (第三者機関によって、18歳未満の観賞または購入が規制されているもの)
- ②特定の宗教的または政治的宣伝意図を有すると認められるコンテンツ 等

| 事業種別 | 概要 |
|---------------|--|
| 1. ローカライズ補助事業 | <p>映画、テレビ番組、ドラマ、アニメ、電子コミック、ゲームなど、様々な映像素材を海外に提供するために必要となるローカライズに対し、費用の半額を補助金として交付する。対象となる行為は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 字幕付け • 音声の吹き替え、外国語トラックの追加 • テキストの差し替え • 楽曲の差し替え • 海外の文化や法律上不適切な表現の編集 • 海外での利用に適した表現やフォーマットへの編集・変換 • 宣伝用紹介動画 (トレーラー等) の制作 • 関連情報の翻訳、契約関係の法務費用 等 <p>既存のコンテンツ、新規に制作するコンテンツを対象とする。ただし新規制作コンテンツの場合、本編の制作費用とローカライズのための費用を明確に分け、ローカライズ費用のみを対象として補助金を交付する。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>2. プロモーション補助事業</p> | <p>コンテンツの海外展開に必要な各種プロモーション活動に対し、費用の半額を補助金として交付する。対象となるプロモーション活動として、以下のような行為が対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • コンテンツに関する見本市への出展（ブース出展費用、ブース制作費用等）、イベントの開催（会場費、接遇費等）、及び主な人員の渡航（渡航費、宿泊費等） • 海外におけるプロモーションのためのメディアバイイング、宣伝広告、メディア関係者の招聘（渡航費、宿泊費等）等 <p>プロモーション補助事業は、原則として複数社の連携によるプロモーション活動を対象とし、個別のコンテンツのプロモーション活動は対象としない。また、日本発のコンテンツやクールジャパンに資するコンテンツのプロモーションを対象とする。</p> |
|-----------------------|--|

これら事業を遂行するために必要な業務を以下に示す。

- ① 基金の管理・運用
- ② ローカライズ補助事業及びプロモーション補助事業への申請受付
- ③ ローカライズ補助事業及びプロモーション補助事業の審査委員委嘱及び審査
- ④ ローカライズ補助事業及びプロモーション補助事業の補助金の支払
- ⑤ ローカライズ補助事業及びプロモーション補助事業を円滑に、かつ効果的に実施するための各種委員会の開催
- ⑥ ローカライズ補助事業及びプロモーション補助事業の国内外への広報宣伝
- ⑦ ローカライズやプロモーションを実施したコンテンツの情報に関するデータベースの構築・管理
- ⑧ 本補助事業の告知、申請から補助金支払、データ及び情報の収集・管理、補助対象コンテンツの情報発信等の業務に必要なシステム構築・運営
- ⑨ その他上記業務の遂行に付随する業務

(2) 基金の管理・運用について

■基金の管理方法

基金の管理については、以下のように実施する。

1. 基金の管理に際しては、VIPO 内に本基金の管理を専門に行うための「ジャパン・コンテンツ海外展開事務局（仮称）」を設置し、当該部門において管理業務を実施する。なお、基金に関わるすべての業務は VIPO が実施する他の業務と明確に分けて実施し、実施担当が基金関連業務と VIPO のその他事業の両方に関わる場合は、それぞれの事業を実施するための実働時間を記録し、これに基づいて精算処理を行う。

2. 本基金管理に関する事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、VIPOにおける他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこととする。また本基金管理に関する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存する。
3. 基金からの補助金支払いについては、公正であることが担保されるよう、有識者による審査委員会を設置し、申請内容の審査を行った上で支払い手続きを行う。この審査結果についても証拠書類を作成し、前述の基金管理に関する帳簿及び証拠書類と併せて保存する。
4. 基金管理の透明性・公正性を確保するため、別に委託する監査法人による外部監査を実施する。



図 1 VIPO における基金の管理体制

■基金の運用方法の方針

1. 安全性、安定性を最優先とし、より効率的な運用を行う。
2. 運用期間は2年間のため、流動性を確保する。
3. 短期の国債、(短期 高格付けの社債)、及び預貯金中心の運用とする。
4. 運用に当たっては、適正かつ効率的な管理体制を作る。
5. 基金の運用状況について、理事会に定期的に報告する。

■基金からの支払い事務の管理方法

1. 運用体制の整備

以下のような運用体制を整備し、補助金の支払事務を行う。

- ①基金管理事務局の設置
- ②補助金交付規程の策定
- ③審査委員会の設置
- ④補助金管理口座の開設
- ⑤申請書式等の策定
- ⑥審査手続及び審査基準の策定
- ⑦ローカライズ成果物の確認・データ検収手順の策定
- ⑧補助金支払手続の策定
- ⑩各種管理手続、管理書式等の策定
- ⑩補助金支払業務に必要な各種情報システム等の構築（専用ウェブサイト、データベースシステム、インタフェース等）

各種システム等の構築に関してはある程度の期間がかかることが想定されるため、システム機能が完成しオンライン管理ができるまではマニュアル管理で行う。オンライン管理は7月1日を目途とする。

(3) 補助事業の実施運営について

■交付規程

事務局は、本事業の実施に際し、助成金の交付の手続き等について別途交付規程を定め、大臣の承認を受ける。また、これを変更しようとするときも同様とする。なお、交付規程は以下の事項を記載する。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 交付対象要件の定義及び助成率等 | ② 交付申請及び実績報告 |
| ③ 交付の決定及び助成金の額の確定等 | ④ 申請の取下げ |
| ⑤ 計画変更の承認等 | ⑥ 助成金の支払 |
| ⑦ 交付決定の取消し等 | ⑧ 取得財産等の管理等 |
| ⑨ 事業を実施するための調査 | ⑩ 個人情報に関する事項 |
| ⑪ その他必要な事項 | |

■補助金支払の手順

補助金交付対象となるコンテンツの選定のための審査は、以下の手順で実施する。



図 2 審査手順



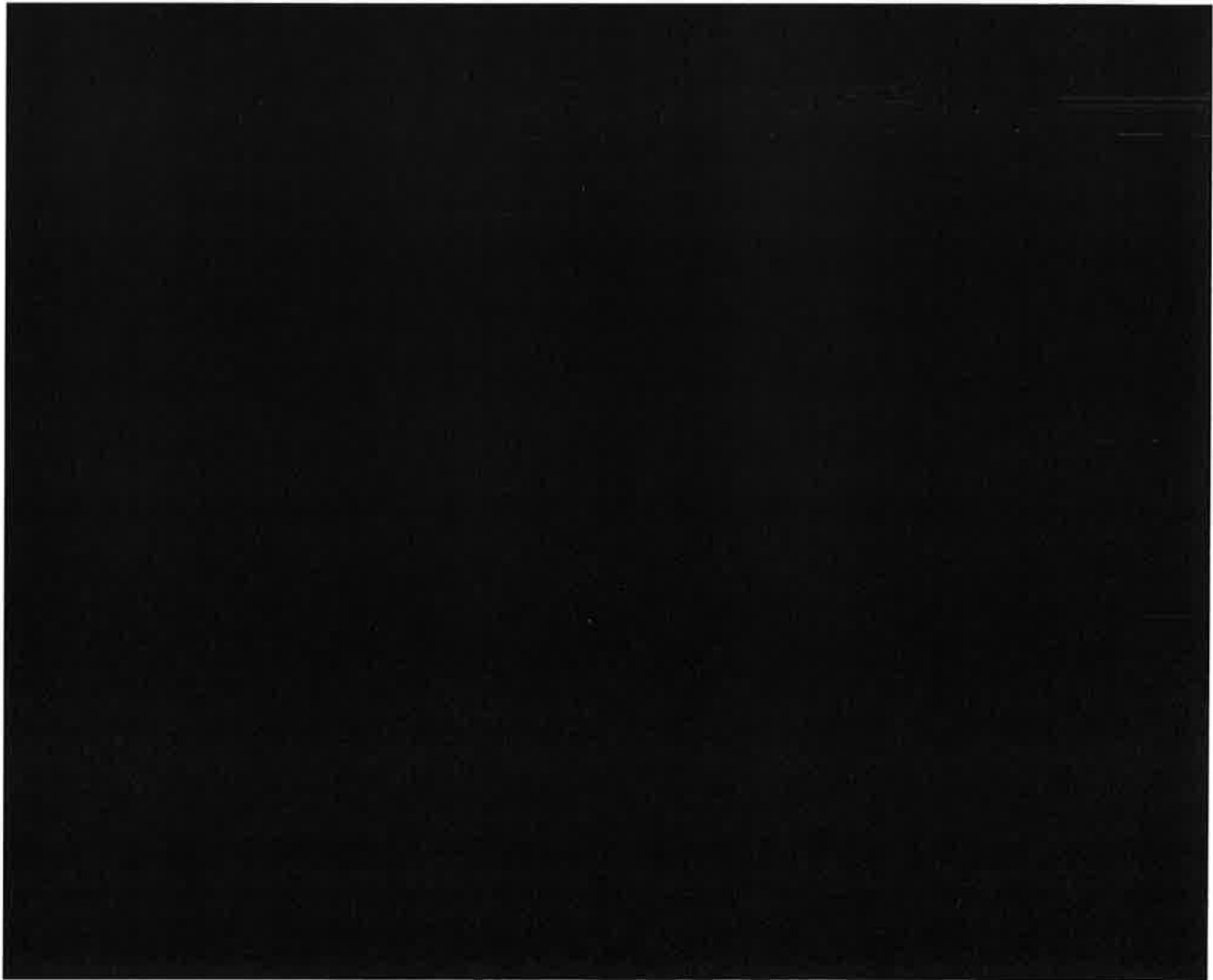
■その他の実施業務

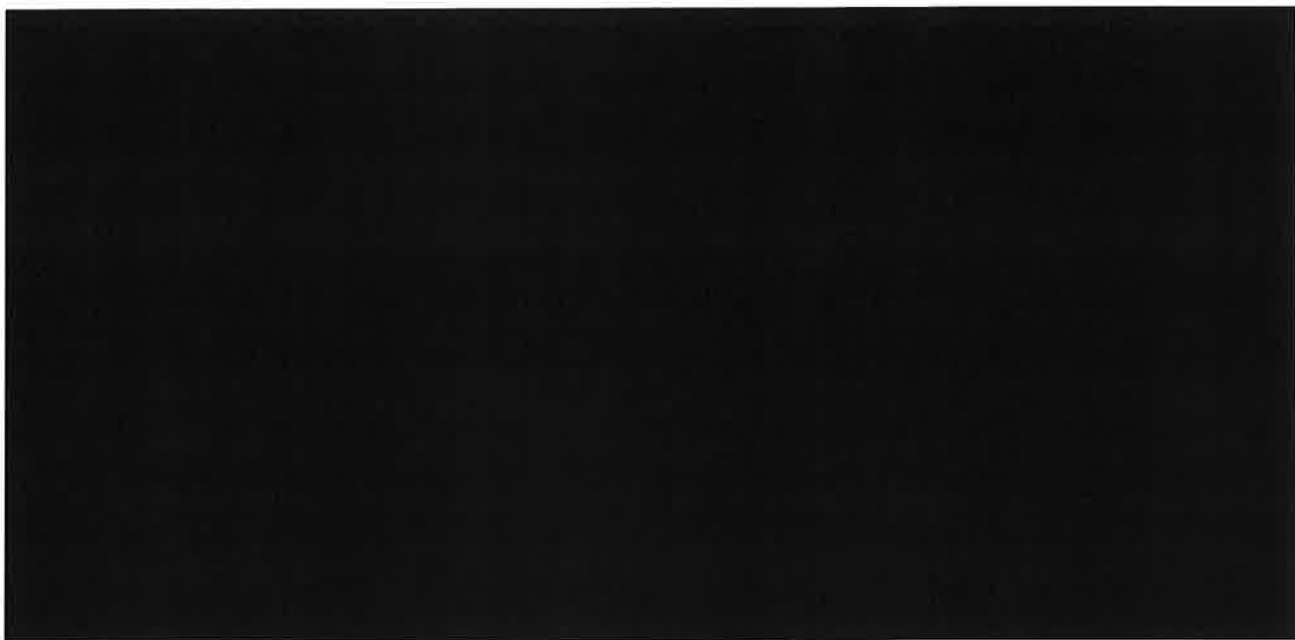
その他、本事業の円滑な実施のため、以下の業務を実施する。また、これら業務の実施に必要な体制についても、併せて整備する。

- ①事業の公募及び説明会の開催
- ②当該事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び事業に関する問い合わせ
- ③事業の周知徹底
- ④事業者と一体化した広報型プロモーション事業の実施（別紙）
- ⑤本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- ⑥その他の事業管理に必要な事項についての対応

（４）事務の実施体制と事務費用

上記の事務を実施するための事務の実施体制・人員





(別紙)

審査委員会において以下の観点から適当と認められる有識者を選任し、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金（以下、「補助金」という。）の助成を円滑かつ効果的に行う上で必要に応じ、具体的事例に対する助言を求めることとする。

1. 有識者選任について

上記、①及び②の条件に該当する者を有識者として、審査委員会が選任する。

以 上

(添付資料)

コンテンツ海外展開等促進事業 計画書

新旧対照表

P.6 その他の実施業務

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>その他、本事業の円滑な実施のため、以下の業務を実施する。また、これら業務の実施に必要な体制についても、併せて整備する。</p> <p>①事業の公募及び説明会の開催</p> <p>②当該事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び事業に関する問い合わせ</p> <p>③事業の周知徹底</p> <p>④本事業に関する問い合わせ、意見等への対応</p> <p>⑤その他の事業管理に必要となる事項についての対応</p> | <p>その他、本事業の円滑な実施のため、以下の業務を実施する。また、これら業務の実施に必要な体制についても、併せて整備する。</p> <p>①事業の公募及び説明会の開催</p> <p>②当該事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び事業に関する問い合わせ</p> <p>③事業の周知徹底</p> <p>④事業者と一体化した広報型プロモーション事業の実施(別紙)</p> <p>⑤本事業に関する問い合わせ、意見等への対応</p> <p>⑥その他の事業管理に必要となる事項についての対応</p> |

以上

(新旧対照表)

事務費 新旧対照表

| | 新 | | 旧 | |
|----------|----------------|-------------|----------------|--|
| | 3年分(～H29/3/31) | | 2年分(～H27/3/31) | |
| 人件費 | 333,160,000 | 130,000,000 | | |
| 契約職員 | 280,000,000 | 109,000,000 | | |
| 派遣職員(常勤) | 53,160,000 | 21,000,000 | | |
| 事業費 | 2,491,750,000 | 268,578,000 | | |
| 旅費交通費 | 75,900,000 | 35,000,000 | | |
| 会議費 | 2,500,000 | 2,500,000 | | |
| 謝金 | 15,500,000 | 14,000,000 | | |
| 備品費 | 15,000,000 | 8,000,000 | | |
| 賃料及び借料 | 3,500,000 | 2,000,000 | | |
| 消耗品費 | 7,600,000 | 5,500,000 | | |
| 印刷製本費 | 4,250,000 | 3,500,000 | | |
| 補助員人件費 | 29,700,000 | 6,000,000 | | |
| 通信費 | 2,550,000 | 2,000,000 | | |
| 設備費 | 8,800,000 | 7,500,000 | | |
| 図書資料費 | 5,200,000 | 2,000,000 | | |
| 事務所費 | 55,000,000 | 21,000,000 | | |
| 光熱費 | ※上記に組み込み↑ | 1,200,000 | | |
| 運営費 | 62,750,000 | 59,500,000 | | |
| 広報費 | 2,028,000,000 | 12,250,000 | | |
| 広報制作費 | ※上記に組み込み↑ | 2,800,000 | | |
| システム費 | 100,000,000 | 42,000,000 | | |
| データベース費 | ※上記に組み込み↑ | 21,500,000 | | |
| 調査費 | 60,500,000 | 12,000,000 | | |
| 倉庫料 | 4,050,000 | 2,700,000 | | |
| 翻訳費 | 700,000 | 500,000 | | |
| 租税公課 | 750,000 | 500,000 | | |
| 振込手数料 | 300,000 | 128,000 | | |
| 監査料 | 5,200,000 | 4,500,000 | | |
| 諸雑費 | 3,000,000 | 0 | | |
| 事務費総額 | 2,824,910,000 | 398,578,000 | | |

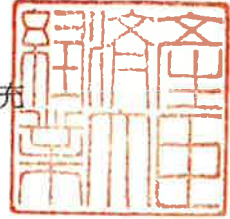
- ①: 新-急(=今回の流用額) 2,426,332,000
- ②: METI流用額 2,341,065,600
- ③: ①-②(=総務省分の流) 85,266,400
- ④: 総務省流用額 85,266,400
- ⑤: ③-④ 0

経済産業省

20140130財情第1号
平成26年2月14日

特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長 松谷 孝征 殿





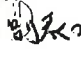
経済産業大臣 茂木 敏充



コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の事業費の他の区分への流
用承認通知書

平成26年1月22日付けで申請のありましたコンテンツ海外展開等促進事業
基金の事業費の他の区分への流用については、承認することに決定しましたので、
通知します。

決裁 供覧

| | | | | | |
|--------|--|--|---------------|-------------|----------------------------|
| 件名 | コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の事業費の他の区分への流 | | 文書番号 | | |
| | 用の承認について | | 20140701財情第3号 | | |
| 伺い文 | 上記（件名）について案のとおり承認してよろしいか伺います。 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 起案 | 起案日 | 平成26年07月01日 | 受付日 | 平成26年06月25日 | |
| | 部署 | 商務情報政策局 文化情報関連産業課 | 決裁 | 決裁処理期限日 | |
| | 起案者 | 林 千瑛  | 決裁 | 決裁日 | 26 7 18 |
| | 連絡先 |  | 決裁 | 施行処理期限日 | |
| 分類名称 | 大分類 | クリエイティブ産業（メディア | 施行 | 施行日 | 26. 7. 23 |
| | 中分類 | 国際 | | 施行先 | 特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 松谷孝征 |
| | 名称（小分類） | 海外展開等促進 | | 施行者 | 経済産業大臣 名 |
| 取扱区分 | 秘密区分 | | 格付け | 取扱上の注意 | |
| | 秘密期間終了日 | | | 機密性格付け | 2 |
| | 指定事由 | | 格付け | 取扱制限 | |
| | | | | 保存 | 行政文書保存期間 |
| | | | 保存期間満了時期 | 未定 | |
| 決裁・供覧欄 | 大臣官房 会計課 (課長)  | | | | |
| | 商務情報政策局 業務管理官室 (室長)  | | | | |
| | 商務情報政策局 政策調整官 (政策調整官)  | | | | |
| | 商務情報政策局 文化情報関連産業課 (課長)  | | | | |
| 備考欄 | 完結 | | | | |
| | 有沢明雄 副大臣 19.13  | | | | |

別紙

伺い

件名について、平成26年6月25日付けをもって特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 松谷 孝征から、別添のとおり、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金実施要領 第3.1(1)に基づきコンテンツ海外展開等促進基金の事業費の他の区分への流用につき、承認申請書の提出があり、内容を審査した結果、適当と認められるので承認し、次案により特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 松谷 孝征宛てに通知してよろしいか伺います。

(案)

番 号
年 月 日
26. 7. 23

特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長 松谷 孝征 宛て

経済産業大臣 名

X X X ← コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の事業費の他の区分への流
X X X ← 用承認通知書

平成26年6月25日付けで申請のありましたコンテンツ海外展開等促進事業基金の事業費の他の区分への流用については、承認することに決定しましたので、通知します。

平成 26 年 6 月 25 日

経済産業大臣 殿

基金設置法人 特定非営利活動法人
理事長



コンテンツ海外展開等促進事業基金の事業費の他の区分への流用について

標記の件について、コンテンツ海外展開等促進事業実施要領第 3 の 1(1)に基づき、コンテンツ海外展開等促進基金の事業費の他の区分への流用を行いたく、申請致します。

記

1. 実施日時

経済産業大臣の承認を受けた日

2. 流用の内容

ローカライズ事業費から、プロモーション事業費に対して、3,000,000,000 円の流用を行う。

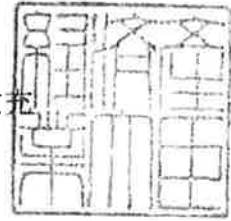
以上

経済産業省

20140701財情第3号
平成26年7月23日

特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長 松谷 孝征 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の事業費の他の区分への流
用承認通知書

平成26年6月25日付けで申請のありましたコンテンツ海外展開等促進事業
基金の事業費の他の区分への流用については、承認することに決定しましたので、
通知します。